

URP 先端的都市研究シリーズ 32

# 4 地区共同による地域再生に向けた アクションリサーチ にんげんのまちづくりを未来につなぐ

AKY インクルーシブコミュニティ研究所 編



## 先端的都市研究ブックレットシリーズの刊行に寄せて

本シリーズは、大阪市立大学都市研究プラザが、2014年4月に文部科学省の共同利用・共同研究拠点の1つに採択され、「先端的都市研究拠点」として活動を開始したことを契機として、その「先端的都市研究拠点」としての共同研究の成果や、それを踏まえた教育実践の成果を、多くの人々に共有していただくことを目的として、2015年3月に刊行を開始したものである。

都市研究プラザは、大阪市立大学が創設以来蓄積してきた都市研究の実績を踏まえて、2006年4月に創設された。そして、その翌年の2007年に、文部科学省グローバルCOE拠点の1つに選ばれ、「文化創造と社会的包摶に向けた都市の再構築」というテーマを掲げて、国際的な研究拠点の形成を目指した活動に取り組むことになった。

その成果を受け継いで、2014年には、文部科学省によって共同利用・共同研究拠点の1つに認定され、「先端的都市研究拠点」としての活動を開始することになった。共同利用・共同研究拠点としての認定は、6年間を1期とするものであるが、第1期の最終年度である2019年度末に認定が更新され、2020年度から第2期の活動を開始し、現在に至っている。

この「先端的都市研究拠点」としての活動の一つに、「公募型共同研究」がある。学外の研究者に、都市研究プラザの専任教員や兼任教員を含む共同研究グループを組織して、共同研究の提案をしてもらい、審査のうえ採択された共同研究には、研究資金の一部を助成するというものである。毎年度複数の研究課題が助成対象に採択され、それぞれが興味深い研究成果を産み出している。

こうした「公募型共同研究」の成果を、研究者のみならず、都市の現場で社会問題の解決に実践的に取り組んでいる人々にも、わかりやすいかたちで伝えることができないかと考えたことが、本シリーズの刊行を決めた、最も大きな理由である。そして実際、本シリーズを構成するブックレットの多くが、採択された「公募型共同研究」の成果を、平易な文章で伝える内容となっている。

また、社会生活のあらゆる側面においてデジタル化が急速に進展する今日の状況を踏まえるならば、多くの人に読んでもらいたいブックレットは、誰もが

アクセス可能なように、ウェブサイトに電子書籍の形式で公開することが望ましいという判断から、近年に刊行されたものは、刊行後ただちに、都市研究プラザのウェブサイトでPDFファイルの形式で公開している。それに加えて、過去に刊行されたものについても、そこに収録されている文章の多くが、大阪市立大学の機関リポジトリから入手可能となっている。

都市問題に関心を寄せる研究者や都市の現場で活動する方々の多くが、本シリーズを構成するブックレットをお読みになり、そこから何らかの示唆を得て、それを自らの研究や実践に活かしていただくことを、強く願っている。

大阪市立大学都市研究プラザ所長  
阿部 昌樹

## 目 次

### はじめに

全 泓奎 1

### 第1章 被差別地域の社会開発型まちづくりの系譜

全 泓奎・矢野 淳士 5

### 第2章 地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチー4 地区共同まちづくり研究会の再開

矢野 淳士 29

### 第3章 浅香・加島・矢田・平野地区におけるまちづくりの現状と課題

上田 光希・矢野 淳士 33

### 第4章 北条地区のまちづくり—morineki プロジェクトを中心に

中井 和真 41



## はじめに

全 淩奎（大阪市立大学都市研究プラザ、AKY インクルーシブコミュニティ研究所）

本書は、被差別地域共同のまちづくりにかかわるコーディネーターとして地域密着型で活動している、「AKY インクルーシブコミュニティ研究所(以下、AKY 研究所)」が、大阪市立大学先端的都市研究拠点による共同研究事業の助成を受けて実施した共同研究の記録である。

大阪市内の被差別地域である浅香・加島・矢田・平野の 4 地区は、各支部結成から現在に至るまで、さまざまな形で連帯活動を展開してきた。そのために各地域の実態を探り対策を模索するための調査研究活動をはじめ、住民参加による研究集会等の活動を行ってきた。そんな中、地域課題を共有し共同で課題解決を図る必要性が高まり、2010 年から「4 地区共同まちづくり研究会」を運用しながら、地域共同の問題解決に向けた調査活動や先進事例を学びあう視察・学習会を実施してきた。

2016 年以降はこれまでの研究会を母体として設立した AKY 研究所が中心となり、全国的にも問題として取り上げられることが多くなった子どもの貧困問題や外国にルーツを持つ子どもの学校や地域生活への支援を考えるため、「子どもの貧困対策」をテーマとした連続セミナーを全 11 回開催した。

一方、2010 年以降大阪市の財政事情等によって地域内の施設の統廃合が進められ、市が保有していた土地等の民間への払い下げが一層進められるようになった。

そうした地域ではミニ開発等により地域環境に大きな変化が生じてしまっている。これは、物理的な変化のみならず、まちづくりにおいて最も重点を置いてきたコミュニティの崩壊にも繋がりかねない問題である。

即ち地域の中堅世帯の地域外への流出や、公営住宅の制度システムの抜本的な改革等の影響を受け地域内に流入してきた高齢・障がい、ひとり親世帯等の困難層の増大に伴うコミュニケーションの困難等の問題が絡み合うことによって、各地区のまちづくりの前途にはますます厳しい課題が立ちはだかるようになった。

こうした各地区に共通してみられる地域環境の急速な変化を受け、今年度から再度 AKY 研究所がコーディネーターとなり、「まちづくり研究会」を再稼働させることになったのである。

こうした厳しい状況であるからこそ再度原点に立ち返って、これまでの運動の経験や系譜を振り返り、未来の「にんげんのまちづくり」へとつなげる転機を模索しなければならない。そこに「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と訴えた 100 年前の精神や実践を改めて見出していくことに繋がると信じるからである。

本稿を書いている今日(3月3日)は、全国水平社の結成から 100 周年を迎える節目の日でもある。1922 年 3 月 3 日に全国水平社が結成されて以降、糾弾闘争を中心に結婚差別をはじめとするさまざまな差別の撤廃に奮闘してきた歴史の息吹が感じられるようである。

100 年前の 3 月 3 日に結成された全国水平社は、その後韓国併合によって疲弊した朝鮮から仕事を求めて日本にやってきた朝鮮人を支援する活動(1922 年に「関西朝鮮人連盟」の結成)を展開した。のみならず関西の沖縄人県人会やアイヌ民族、ハンセン病患者による活動にも影響を及ぼしたのである。こうした取り組みは現在も受け継ぎ、現地との連携を続けている。

さらに特記すべき点としては、海外の被差別マイノリティとの連帶が図られて来たことである。その中でも注目すべきこととしては、1923 年 4 月 25 日に植民地朝鮮の慶尚南道晋州で、「<sup>ペクチョン</sup>白丁」の差別撤廃を求めて創立された「<sup>ヒヨンビヨンサ</sup>衡平社(後に朝鮮衡平社)」との連帶であった。当時の朝鮮総督府等の監視や弾圧等によって実際の積極的な交流が実現することには至らなかったものの、全国水平社と朝鮮衡平社の双方は、1934 年に至るまで双方の大会に祝電を送り、最低限の交流を続けた(朝治、2022 : 183~207)。

2 年間にわたる新型コロナウィルスの影響を受け、2021 年もほとんどの関連事業はオンラインでの開催とならざるを得なかつたが、本年度はこのような背景を勘案し、地域のまちづくりを再度原点から見直し、かつ各地域が抱えている懸案事項である地域環境の変化への先導的な対応に向けて、既に取り組みを深めて来た他地域の模範事例の学習と視察に努めてきた。

本書では、そのような一年間の共同研究の記録をまとめたものである。まず、第1章では、本研究所の事務局長である矢野淳士により、今年度の研究の目的や今年度の取組みについてまとめてもらった。

それに次ぐ第2章では、全と矢野が「被差別地域の社会開発型まちづくりの系譜」という題名でこれまでの4地区のまちづくりの変遷をたどりながら現状と課題をまとめた。各地区とも空き地や空き施設、そして住民構成の変化が進められているなか、これらを単に負の資産ととらえるのではなく、より建設的な視点をもって新たな地域の「資源」、まちづくりの可能性を秘めた「資産」とみなしていくことの重要性を提案している。こうした資源を活用し、新しく地域の「アセット(物的・経済的・関係的資産)」を形成していくこと、そこに各地域の新たな未来を切り拓くヒントがあると考えているのである。

第3章では、上田光希と矢野淳士が、こうしたまちづくりの運動の遺産を受け継ぐ各地域の現状と課題について、各地域へのインタビュー調査や実地調査を踏まえてまとめてももらった。

最後の第4章は、「北条地区のまちづくり～morinekiプロジェクトを中心として」と題して昨年実施したまちづくり研究会の記録をまとめた。

既に何度も言及している通り、各地区は大きな地域環境の変化という課題に逢着している。こうした問題に対し、とりわけ老朽化した「市営住宅の建替え」問題は早急に対応すべき課題の一つである。当日の研究会では、こうした問題に対し先進的なまちづくり、建て替えに成功したとされる、大東市北条地区で実施された全国初の官民連携による市営住宅の建替え・再開発プロジェクト「morineki（もりねき）プロジェクト」を取り上げた。研究会当日は、同地区のまちづくりを中心にけん引した「NPO 法人ほうじょう」の事務局長である中井和真さんによる報告を受け、各地区の現状報告とともに参加者を交えた意見交換を行ったが、本章ではその内容をまとめもらった。

コロナ禍の影響で、当初計画していたたくさんの調査や研究会の実施が困難になつたことが残念でならないが、本書が今後のまちづくりに向けた一つの手がかりとなることを期待してやまない。

## 参考文献

朝治武（2022）『全国水平社 1922-1942：差別と解放の苦悩』、ちくま新書



# 第1章

## 被差別地域の社会開発型まちづくりの系譜

全 淩奎・矢野 淳士

### 1はじめに

本章で取り上げる被差別地域では、住宅システムの変更や同和対策関連諸施策が失効したこと等により、中堅ファミリー世帯の地域外への流出、ひとり親世帯や障がい者、高齢単身層等の生活困窮層の流入増加等を招き、地域活力の低下や地域経済の沈滞などの多くの課題に直面していることが報告されている。被差別地域、もしくは同和地区の環境改善においては、1969年の同和対策事業特別措置法(以下、同対法)1の制定により多くの成果を上げてきたのも事実である<sup>2</sup>が、2002年に同法が失効してからは厳しい状況に置かれている。さらに2010年に大阪では、地区内の関連施設が統廃合<sup>3</sup>され、使われなくなった施設

<sup>1</sup> 1969年に制定された同和対策事業の根拠法。10年間の時限立法として施行。10年後、3年間延長。その後、1982年「地域改善対策特別措置法」(地対法)が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」へ変更。1987年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が施行。最終的には、2002年に国策としての同和対策事業は終焉した。

<sup>2</sup> 1969年から1985年の16年間に環境整備事業に3兆8,000億円の公共投資(国、県、市町村)がなされ、同和地区居住部落民の約3分の2の住環境が大幅に改善された。また、住宅の個別更新のみならず、「住宅地区改良事業」や「小集落地区改良事業」等住環境整備事業も830地区(1988年現在)にわたって大規模に実施されたことも本事業の実施による成果として挙げられよう(内田、1993:19)。

<sup>3</sup> 地区内の施設として多くの住民に利用されてきた人権文化センター、老人福祉センター、青少年会館等の3館が統合され、2010年4月より市民交流センターとなった。その後、大阪市の財政難等が背景となり同センターの運営さえも廃止となってしまった。現在は施設の解体工事が行われている。

や空き地を今後どのように活用していくのかが問われている。

本章では、大阪市内の被差別地域を対象に実施した各地区のまちづくりにかかるインタビュー調査や関連資料の分析結果を基に、各地区の現状や課題解決に向けた取り組みについて紹介する<sup>4</sup>。これらの地区を調査対象としたのは、前述したような市内被差別地域の内外環境の変化に伴い、2009年より新たなまちづくりに向けて市内にある4つの被差別地域が共同し、まちづくり研究会を組織してきたことが一つのきっかけとなっている。



図 1-1 2009年より共同のまちづくり研究会を開催して来た四つの地域

<sup>4</sup>本稿は、2011年に実施した以下の調査内容のうち、まちづくりに該当する内容を基に加筆修正したものである。調査は、市営住宅に居住する全住民を対象に行ったもので、調査の実施時期は、まず、質問紙調査を2011年9月1日から22日にかけて行った。その後、住民へのライフ・ヒストリー調査及び地域リーダーへのインタビュー調査を2011年11月から12月までの期間中に実施した。本稿は、地域リーダーへのインタビュー調査及び当時提供してもらった各地域のまちづくりにかかる資料を分析した内容を基にしている。

さて、本章で対象としている被差別地域のまちづくりにかんしては、1980年代から内田が同和地区のまちづくりは日本のまちづくりの先進事例であると捉え、盛んに研究を行ってきた。その中で、内田は同和地区の住環境整備計画・事業の特徴とそれらが進捗した理由を調査し、一般地区のまちづくりを進める経験的資料として整理した(内田、1993)。また、1990年代に入り、同和地区のまちづくりが要求型の箱物主義からNPO等を活用したソフト重視のまちづくりに転換してきている動向も指摘した(内田、2001)。

しかし、これらの中では、同和地区のまちづくりの一般的な手法については詳しく述べられているが、具体的な地域の実態についてはあまり触れられていない。また、特に2002年の同対法失効後の同和地区の実態を明らかにした研究も他に見当たらないのが現状である。

本章では、以上のような背景の下、同和対策関連諸施策失効後の地域居住の実情と課題を把握すると共に、これまで取り組んできた地区まちづくりの成果と今後の新たなまちづくりに向けたビジョンを模索するため、大阪市内の3つの被差別地域(浅香地域・矢田地域・加島地域)の住民リーダーに対して行ったインタビュー調査や関連資料の分析から課題を検討することにしたい。

住民リーダーを調査対象に選定したのは、これまで主体的に地域問題に取り組んできたリーダーたちの視点から振り返り、地域に山積した課題に対応する道筋を探すきっかけになるためである。こうしたやり方は、調査実施時と同様に、研究者の介入によって問題の持ち主が自ら問題解決のエージェントとなっていくことを手助けすることに繋がると期待するためである。この調査は「アクションリサーチ」を手法としている。

アクションリサーチとは、常に変容過程にある社会が抱えているさまざまな問題に対して、研究者のみならず当事者が当該問題を「認知」し、研究者らと共にその解決策を「模索」し、当該問題から「解き放されていく」ための調査活動手法のことである。即ち、研究者があえて問題の中心地に飛び込み当事者に現状の変化を促す研究であり、かつそれが一つの実践にもつながると期待している。もちろんこれには研究者(調査者)が地域に溶け込み問題当事者との深いラポールを形成することが前提となるというのは言うまでもない。

## 2 「にんげんのまちのまちづくり」浅香地区のまちづくりの歩み

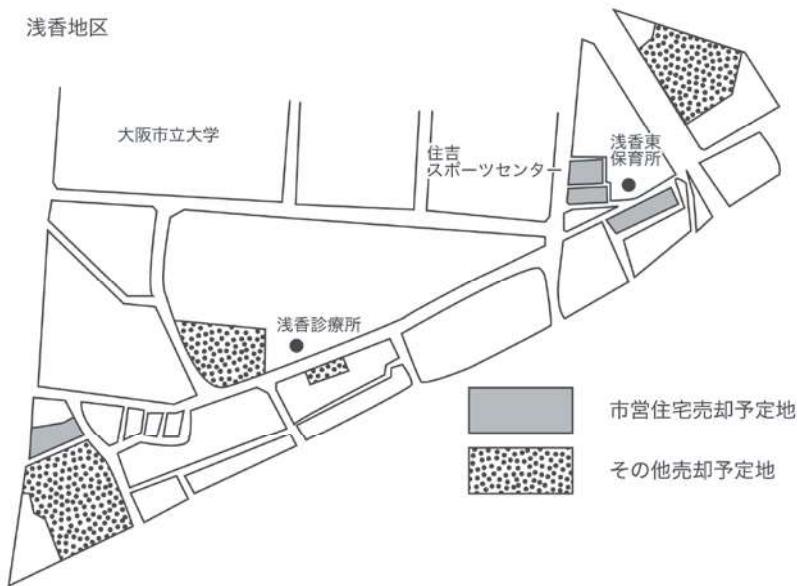


図 1-2 浅香地域内の売却予定地

### 2-1 浅香地区まちづくりの第1期：内部闘争と生活要求からの出発

浅香地域の住民は、大和川堤防上と河川敷の細長い土地に居住してきた（1974年の実態調査時には800世帯2,500人、1990年調査時には570世帯1,500人）。最初の成立は、1704年に行われた大和川付け替え工事の後に作られた「杉本新田」が嚆矢として伝わっている。そのほとんどは不良住宅で、とりわけ堤防上にあった住宅は、毎年のように川の氾濫や浸水に会う厳しい生活を余儀なくされてきた。そのような状況の中で、先に運動が始まつた矢田地域の活動から学び、地域内の組織化がすすめられた。最初は、最も住民のニーズが高かった住宅要求からであった。1965年に結成された住宅要求者組合に150世帯が参加し活動が展開された。しかし、「寝た子を起こすな」という意識に

馴染んでいた町内反対派は、これとは独自の「福祉住宅」を行政に要求する活動が行われ、住宅を取り巻くムラの中の活動は二分する羽目に陥ってしまった。そのような状況の中、1965年9月24日に部落解放同盟浅香支部は結成され、町内反対派との葛藤が表面化した。反対派の中心的な主張は、要は当該地域が「部落ではない」ということであって、「部落の名前が出るのが恐ろしい」ために、あえて名を出すのはよろしくないという意見であった。そのため、支部側の活動は「部落を売り物にして騒ぎ立てている」活動であり、「アカが騒ぐ」と、始終非難した。

そんな中で1968年に住宅150戸が建設され、入居を巡ってさらに内紛が激化した。その後伊藤(当時大阪市会財政総務委員長)仲裁案が提示され、町会側は「福祉住宅」という従来の主張を捨てて、「同和住宅」を認めることになった。しかし、この事件を機に町内は大きなしこりを残すことになってしまった。

その後、「老人・こども問題」がきっかけとなり町内のまとまりを求めて様々な活動が展開された。第1期の浅香支部には、要求組合としては「住宅要求者組合」、「車友会」、「生業資金利用者組合」の三つの組織があった。一方、下部組織としては、1966年に婦人部と青年部がそれぞれ結成され、子ども会と保育守る会が1967年、高校友の会が1968年に結成された。しかし、この中で青年部と婦人部にかんしては、住宅闘争に全力を注いでいたためか、各種研究集会や研修会などを除いては独自の活動が展開されなかった。

## 2-2 支部組織の拡大・強化と町内統一への模索

1970年からは支部組織の強化が図られ、青年部・婦人部の再建、教育守る会(1970)他各種要求組合の結成、整備などを通じて組織が確立されていく時期である。そして、解放会館という活動拠点が開設(1972)された。

同時期の運動の内容としては、学校に対する教育闘争や保育運動が重視され、保・小・中ごとの教育共闘会議を通じての施設整備が行われた。一方、総合計画の樹立・実現を目指しては、共同声明、地区発展長期計画委員会の結成をみて、町内統一の動きを伴いながら、住宅要求闘争の枠を超えたまちづくり運動として発展してきた。そして、全戸実態調査(1974)を経て全町的推進組織を目指した準備が整えられた。

## 2-3 まちづくり活動の本格化

1975 年からはまちづくりを軸とした総合計画運動と教育闘争が活発に行われた時期である。同時期大阪市立大学の協力を得て実施された住宅調査(1975)によって被差別による劣悪な環境での生活実態が明らかにされた。その後その結果に基づく総合計画(マスタープラン)が立てられ、主体としての総合計画実行委員会(1976)が結成される。これをきっかけに地域の問題を考えようとする雰囲気が醸成された。

その一方、地域内の教育問題にも取組みが始まり、1970 年に我孫子中学校共闘会議、1971 年に依羅小学校共闘会議が結成された。その他にも、中三合宿を行った結果全員が高校合格を果たし運動への信用が増す契機にもなった。これを機にまちの問題を考えようとする雰囲気が醸成された。その後、更なるまちづくりに向けて、地域全体の問題を優先課題として、個別の要求から「まち全体の問題」を重点に住民の学習を進めると共に、マスタープランを基に統一要求を掲げたい行政との交渉に臨んだ。ここで掲げられていた要求項目は、以下の通りである。

3 大要求： i 地下鉄車庫の全面撤去と跡地を同和対策用地として利用、 ii 大和川護岸改修と河川敷住民の住宅確保・河川敷公園の建設、 iii 堤防上の旧集落に住宅改良法を適用し全面整備

### 緊急十項目要求

- ① 浅香診療所建設、②改良住宅 500 戸の建設、③自動車置場の建設、④新中学校の建設、⑤公衆浴場の建設、⑥共同作業場の建設、⑦身体障がい者施設の新設、⑧身体障がい者向け住宅の確保、⑨買い物センターの建設、⑩解放会館の増設

付随項目：東集会所の移転、保育所の増設、解放塾の増改築

1976 年、これを基に、総合計画実行委員会が大阪市を相手に 18 時間に及ぶ団体交渉を展開し、大阪市に地域の要求を実現させる。この交渉には地区内住民の老若男女を問わず参加し、行政との対等な立場でテーブルを間に交渉を展開し、住民が自らの力を認識するとともに共通の課題を共有するきっかけにもなった。

1977 年 浅香診療所開設

1978年 浅香温泉新築・住宅20戸の供給  
1981年 共同作業場の竣工  
1988年 解放塾児童館の新設  
同年11月6日 「跡地祭り」の開催：「街づくり推進協議会」主催(4万人)  
同年12月 地下鉄車庫の全面撤去  
1989年 解放塾青年館の新設・浅香障がい者会館の開設・浅香解放会館の増設

にんげんのまちに向かって：「地下鉄車庫跡地利用まちづくり推進協議会」の結成

私たちの願いは、すべての人々の幸せにつながるべきだ。私たちの生活改善要求は、周辺の人々・働く人々の願いと重なるべきだ。私たちの「街づくり」は、部落大衆だけではなく全ての人が大切にされる「街づくり」であるべきだ。「街づくり」は私たちの考えだけで進められるものではない。このような考えを基にして周辺住民と共に「地下鉄車庫跡地利用まちづくり推進協議会」を結成し、ともに歩む取り組みが始まった。

先述したように大阪市を相手に取った対市交渉で地下鉄車庫の全面撤去が確認された。1984年には周辺住民にも呼びかけ、第1回地区研究集会が開催され、約1千人が集まった。ここで周辺地区住民と共に跡地利用計画を創るための構想を出し合い、「跡地利用まちづくり」共同作業を行った。この過程で部落だけの改善ではなく、周辺の住民が良くなる中で部落も良くなる方向に導いていくことが決まった。それを周辺住民に納得してもらうため、周辺町会を回り、説得を繰り返して協力を要請した。ここではこれまでの教育関係の取り組みや町会の付き合いが土台になった。それを経て、1987年6月7日に開催された第3回地区研究集会で下記の「街づくりの4つの理念」が提案された。

- ①生き生きとした人間の活力：「にんげんのまち」(解放のまち)
- ②ふれあい、助け合う：「住民自治のまち」
- ③八万人のふるさとに：「水と緑のまち」
- ④一人ひとりを大切に：「教育と文化のまち」

それを受け、「街づくり推進協議会」(1988)が結成され、住吉区東部6連合町会を中心に結成(8万人)され、具体的な計画を周辺住民と共に創る基盤が

成立した。

一方、地域環境が次第に整備されていく中で、「地域外の人々との連携が可能か、共に地域の問題を考えていく視野や度量を持ちうるか」といった新たなまちづくりの課題が浮上し、それに対応するために、さらに新たなまちづくりに取り組んで来た。

その中で整備されてきたのが以下のような施設である。

多目的グラウンド(浅香中央グラウンド)の供用開始(1993)

- AOTS 関西研修センターの開設(1994)
- 我孫子南中学校の開校(1995)
- 特別養護老人ホームの開設(1996)
- 中央公園開設(1998)・第2回跡地祭りの開催(5万人参加)
- 住吉区スポーツセンターの開設(2000)

## 2-4 新しいまちづくりの推進

それまでに浅香地区のまちづくりの中心役であった「部落解放浅香地区総合計画実行委員会」は時代の任務を終えて、2002年をもって発展的に解消し、新たなまちづくり運動の推進機構として同年11月に「浅香まちづくり協議会」が発足した。協議会は、同盟員を基盤としない組織として町会役員・民生委員・保護司・PTA役員などで構成されている。

- ・浅香パーソナルリレーション設立(1989)

従業員数：190名、業務内容：ビルメンテナンス、警備、薬局など、契約先：90%が行政関係（地下鉄、東大阪、豊中、大阪市）

- ・社会福祉法人あさか会の設立(1962. 2010「熱と光」と合併再編)

従業員数：170名、業務内容：知的障がい者通所施設、同グループホーム、高齢者小規模多機能施設、ヘルパー派遣事業、訪問看護ステーション、ケアプラスセンターなど

### 3 「解放のまち、教育のまち、住民自治のまち」矢田地区のまちづくりの歩み<sup>5</sup>



図 1-3 矢田地域の売却予定地

#### 3-1 差別撤廃運動から始まる

矢田地域におけるまちづくりは、1951年に発生した矢田出身教師に対する結婚差別事件を契機に、青年有志によるパンフレット「明るい村」の作成・配布から始まった。しかし、ムラの中からの反応は厳しく、「寝た子を起こすな」という雰囲気に包まれていた。しかし、それに負けず立ちあがった人びとによって「富田青年会」(1952)が設立され、自動車運転免許を取るための講習会を開くなど、深夜まで学習を行う活動が続いた。しかし、差別によって文字を知る機会を得なかつた人びとにとって、これはいわゆる識字運動という意味合いをも持つていた。このような活動はその後府内に広がり、「車友会」へと発展

<sup>5</sup> 矢田部落解放同盟誌及び4地区まちづくり研究会での配布資料を基に作成した。

していく。

### 3-2 反対・要求型運動の展開

1956 年の「金属くず営業条例反対闘争」、1958 年の「住宅要求期成同盟結成」、「生業資金獲得闘争」を経て、1958 年に部落解放同盟矢田支部が結成される。当時ムラの上層部による高利貸しのため多くの住民が苦しんでいた状況をなくすための、対行政交渉の成功例ともいいうことができよう。その後住宅要求期成同盟の活動は、1959 年に西住宅、ブロック住宅の建設を勝ち取った。

### 3-3 共同闘争の展開

1960 年代からは、「狭山闘争」や 1965 年の同和対策審議会の答申に引き続き、1969 年に制定された「同和対策特別措置法」を柱として運動が高揚し、共同闘争が飛躍的に前進した時期である。例えば、1967 年に矢田同和教育推進協議会、1968 年には矢田教育共闘会議、矢田部落解放総合計画委員会(1968)が結成<sup>6</sup>され、1973 年に部落解放東住吉区民共闘会議、1974 年には教育費を無償にする会が結成される。なお、最も特記すべきこととして、1968 年に全国で初めての第一回部落解放矢田地区研究集会が開催され、その結果、総合計画の前進、学校建設、加配教員の獲得など、矢田における教育・解放・住民自治のまちづくり構想が大きく前進した。

その他にも障がい者会館(1993)、特別養護老人ホーム「花嵐」の建設(1995)や、社会福祉法人「ふれあい共生会」の設立、福祉ゾーン計画<sup>7</sup>へつながり、それらは地区内の住民だけではなく、地区外からの利用も含めた、「にんげんにやさしいまちづくり」として具現化して行った。

---

<sup>6</sup> 1996 年に「部落解放矢田総合計画委員会」へと名称変更

<sup>7</sup> 矢田福祉ゾーン計画委員会が 1997 年～2000 年までに活動を展開した。「障がい者部会」、「在宅医療・福祉部会」、「医療専門チーム会議」の 3 部門により構成され、施設整備だけではなく、地域住民を中心に据えた「システム」の構築を目指して調査や議論、検討を行い、2002 年 2 月には「矢田福祉ゾーン計画委員会報告」が発表された。この計画を実現するための実行部隊として発足されたのが矢田福祉推進委員会であった。

### 3-4 運動と事業の分離と連帶

1983 年には同和対策の窓口が一本化され、同促協(同和事業促進協議会)方式の堅持が確認された。また、運動団体である解放同盟も、部落差別を始め一切の差別をなくしていくための対応に全力を尽くすという観点を確認しつつ「運動と事業の分離」を行った。そして、矢田支部の事務所内に置かれていた矢田地区協の事務室を分離し、人的にも兼任しないという立場で改革が進められた。これによって、矢田地区協は差別をなくすための運動を進めていく矢田支部から分離し、同和対策や、地域住民の総合的な生活相談の窓口として(2002 年以降、東住吉矢田人権協会へと改称)、そして、矢田の住民の健康と生活を守る矢田生活協同組合の組織整備と併せて、矢田全域を対象に、老人・障がい者の福祉向上に取り組む社会福祉法人「ふれあい共生会」との連携が進められて行った。

このような取り組みと並行して、矢田のまちづくりは、地区内外を問わず、「矢田は一つ」の理念を具現化するため、地域コミュニティ組織としての町会活動への参加や地区内における町会体制の確立を進め、連合町会、周辺地域との連携を深めていくための活動を展開してきた。先述した障がい者会館や「花嵐」の開設は、そのような過程の中で、矢田小学校の跡地利用をめぐり、矢田 4 連合町会との協議を経て開設につながったのである。

### 3-5 法失効後のまちづくりの展開

2000 年代に入り、生協を取り巻く一連の不協和音により組織的な困難を経験したこともあったが、その後、組織再編と同和対策を乗り越えたさらなる自立と共生のまちづくりに向けてまい進し、2003 年には NPO 法人「共生と自立のまちづくりふれあい」を設立した。2004 年には、同和地域内における住宅改良を目的とした「矢田中住宅地区改良まちづくり協議会」が発足する。この中で、同和対策事業の枠組みの中に安住するまちづくりではなく、住民自らが知恵を出し合い、行政とのパートナシップの下で、差別のない人権のまちづくりを考えるための新たな枠組みを整備する取り組みを続けてきた。とりわけ、行政依存体質から脱却するという意味でも、自前の支部事務所の設置に向けた取り組みが始まり、支部関連のこれまでの基金を一本化すると共に、事務所建

設費用および財団法人の立ち上げに必要な基本財産を拠出し、2006年4月に財団法人「結愛ネットワーク矢田」の設立、同年8月には新しいまちづくりの拠点としての「ゆうあいセンター」の建設に辿りつくことができたのである。

### ※ 参考資料：矢田地区に関わる組織・団体の概要

#### ＜特措法以前から存在する組織＞

##### ① 部落解放同盟矢田支部

1958年9月結成。矢田地区における解放運動の母体として、特措法時代には1,000名を超える同盟員を組織していた。2006年に自前の運動拠点として、ゆうあいセンターに移転。65歳以上同盟員：44%、平均年齢：59.6歳、団地居住者：52%、団地外(地区外含む)：48%

##### ② 一般社団法人大阪市東住吉矢田人権協会

1954年に大阪市同和事業促進協議会矢田地区協議会として発足。同和対策事業の窓口・管理・運営組織として、矢田地区の議会的役割を果たす。現在は1983年の運動と事業の分離による改革により、支部との完全分離が行われた(上記参照)。2010年2月、一般社団法人の認可を得て、同年4月より2016年3月まで市民交流センターひがしそよしの指定管理を受ける。なお、2016年3月末をもって市民交流センターは廃館した。

##### ③ 矢田生活協同組合

1959年に設立。生協法人として登記されているが、2002年までは生協としては組織運営されていなかった。2002年以降、大阪府の指導を受け運営を立て直す。現在は、組合員約500人。医療センターの運営と共同販売所の営業を担当。現在、共同販売所事業は停止している。

##### ④ 矢田同和・人権教育推進協議会

1968年に結成。当初は、矢田小・中の教師グループと矢田支部・解放会館職員により構成され、矢田の解放教育の推進母体として第1回矢田地区研究集会を成功させた。現在は名称を変えて存続している。矢田7校・保育所・矢田支部・人権協会等で構成され、新転任研修・地区研・矢田のまつり等の活動の中心的な役割を果たしている。

##### ⑤ 矢田教育共闘会議

1968 年に結成。差別越境根絶をきっかけに結成されたが、1969 年の矢田教育差別事件糾弾闘争を経て、矢田の同和加配・学校建設の中心的役割を果たす。現在は、矢田同推協と両輪で、矢田の解放教育運動の推進力として重要な役割を担っている。矢田 7 校の PTA も加盟し、毎年 2 月に行われる教育委員会との対市交渉では PTA からの要望を重視している。

#### ⑥ 車友会

支部結成以前の 1955 年に結成。全国初の自動車免許取得運動を就労保証の一環として取り組む。識字教室の先駆的役割を果たす。特措法の施行後、補助金が支給されることにより、地区内の免許取得率も向上した。現在は、役割を終えて解散。

#### ⑦ 部落解放子ども会

1959 年に、教育大学(当時学芸大学)の学生の協力により結成。1970 年に学童保育として再出発し、1972 年からは青少年会館を拠点に専任指導員が配置され、「官製子ども会」として活動が始まったが現在は解散(新たに立ち上げた教育 NPO で再組織化の取り組みが進められている)。

#### ⑧ 住宅要求期成同盟

1957 年、切実な部落住民の思いを結集して結成され、部落解放同盟矢田支部の原動力となる。支部結成後は支部の組織に含められ、その後の住宅要求闘争で大きな成果を上げる。特措法失効後は、住宅要求者組合(矢田支部)及び住宅入居者組合(人権協会)として存続したが、現在は連合入居者組合として残っている。

#### ⑨ 社会福祉法人ふれあい共生会

1994 年設立。事業は高齢者サービス部門、住宅・障がい者サービス部門、大阪市指定管理事業を展開している。職員約 215 名。

#### ⑩ 大和太鼓「夢幻」

1990 年に結成したが、法失効後は支部から独立し、人権協会の啓発部隊として活動中。

#### ⑪ 教育費を無償にする会

1974 年に結成。解放運動に学び、憲法で保障された「義務教育は無償」という精神を具体化させるため、特別就学援助制度の拡充を求めてたたかい、矢

田 7 校の PTA 会員の横の繋がり・統一という面で大きな成果を上げた。2009 年に解散。

## ⑫ 教育守る会・保育守る会

1969 年に結成。同和対策事業の保育物品・保育所の入所推薦、特就費、高校奨学金、大学奨学金等の受給者団体として組織された。同時に親の就労権、子どもの教育権を守る組織として、当初は支部の組織に位置付けられたが、1982 年の運動と事業の分離以降は、人権協会(当時は地区協)の構成組織として位置付けられた。法期限後、教育守る会は、教育育成会と名称を変え、支部の自主的な組織として存続したが、現在は活動停止中。教育 NPO の活動の中で再組織化を模索。保育守る会は、教育の森保育所保護者会として存続。

## ⑬ 妊産婦守る会

法期限後、自然消滅

## ⑭ 高校友の会・大学友の会

教育守る会と同時期に結成。高校奨学金・大学奨学金の受給者組織であるとともに、矢田支部青年部の活動の一環として青年の組織化の役割を担う。法期限後は組織化されていない。

## ⑮ 矢田環境整備事業従業員労働組合

1976 年結成。仕事保証のたたかいの中で、仕事要求者組合で活動していた人たちの中に公務員採用の年齢を超える人が出てきたため、その人々の仕事を保障するため、矢田地区内の環境整備事業を大阪市に認めさせ、雇用の確保を行う組織として結成。45 歳以上の中高齢者が対象。矢田支部の中核組織として大きな役割を果たし、法期限後は矢田支部老人部として再組織化される。

## ⑯ 資源再生業協同組合

1977 年設立。地区内の廃品回収業者の自立促進及び公害防止の観点から、大阪市が共同作業場の新設を行った。2008 年夏、大阪市より 2009 年 3 月末をもって共同作業場を閉鎖したいとの一方的な通告があり、2009 年夏より立ち退き訴訟を行ってきた。2010 年 5 月に和解が成立。

## ⑰ 仕事要求者組合

車友会の精神を受け継ぎ、仕事保証、とりわけ公務員現業労働者への採用実現を目指して活動。仕事に就いた後は支部公務員部会に結集し、支部活動の

中心的役割を担う。現在は役割を終えて解散。

⑯ 部落解放東住吉・平野区民共闘会議

1972 年の南大阪狭山青年共闘会議を母体として 1973 年に結成。「部落の解放なくして労働者の解放なし。労働者の解放なくして部落の解放なし」を合言葉に、狭山闘争を中心とした部落解放に向けた労働者・区民の共闘組織として活躍した。現在は「東南フォーラム平和・人権・環境」と名称を変え、より幅広い組織として存続。

⑰ (株)H・C 矢田

1998 年設立。当時支部として実施していた事業部門を、コンプライアンス上切り離し、株式会社として実施。現在も小規模で営業中。

<特措法後に生まれた組織>

① NPO 法人自立と共生のまちづくりふれあい：2003 年設立

2020 年に名称を「人権尊重の矢田まちづくり委員会」に変更

② 矢田中地区改良まちづくり協議会：2005 年設立。

③ 財団法人結愛ネットワーク矢田：2006 年設立

現在は解散し、人権協会と統合

④ NPO 法人教育・夢ねっと矢田：2009 年設立

⑤ 矢田地域会議：2006 年三位会の引き継ぎ組織。矢田地域の政策会議的役割を担う。

⑥ 墓地管理組合：2009 年設立。

⑦ 地域清掃実行委員会：2010 年設立大和川桜保存会

## 4 加島地区のまちづくりの歩み

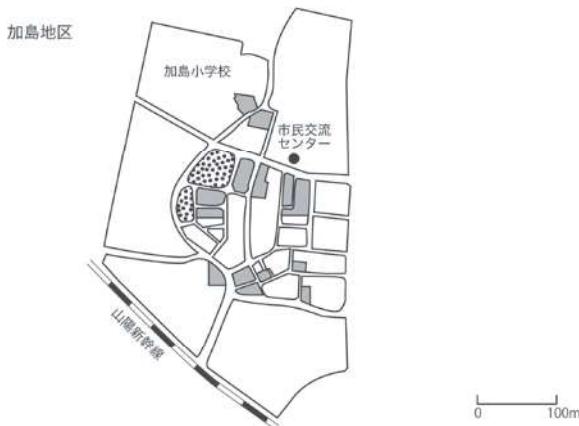


図 1-4 加島地域の売却予定地

### 4-1 西大阪水平社の創立から始まる

加島地区における自覺的な部落解放運動は、1923年4月3日の西大阪水平社の創立にはじまる。創立された西大阪水平社は当時の水平運動の基本的戦術であった差別に対する徹底的糾弾闘争を開始した。西大阪水平社の最大の闘いは、香菸小学校差別糾弾・同盟休校闘争である。この闘争は、全国水平社本部・全国水平社青年同盟の指導と支援をうけ、小学校の児童を含めた村ぐるみの争いに発展した。

### 4-2 東淀川同促協による地区改善事業の展開

1953年、加島・日之出・飛鳥・南方の4地区は、東淀川同和事業促進協議会をつくり、区内の同和事業を進め、共同浴場、保育所、診療所などの設立を中心に活動を展開した。同年9月に青年会館が落成し、その隣に児童館を新設する。さらにこの青年会館を利用して1955年4月から村で保育事業が始まられ、56年3月2日には、財團法人加島保育園として認可されることとなった。

加島浴場は、1934年7月に大阪市の改善事業として開設されたものであったが、戦禍に遭い、数回の大阪市との交渉の末、1958年7月に鉄筋コンクリートの浴場が新築され、更に1960年6月には改築工事が行われた。1956年4月に建てられた町営理髪館と共同浴場の収益金は全て保育園の経営に充てられ、早くから子どもの育成に力を入れていた。

#### 4-3 反対・要求型運動の展開

加島の部落大衆が劣悪な環境にあえいでいた1957年頃、村の南側に位置する、広大な蓮根畑や水田に突如木造市営住宅が建設されたが、加島の部落住民は不安定な収入のため、ほとんどが入居できなかった。ちょうどその頃から市内ブロックの住宅要求闘争が盛り上がり、加島にも1961年3月に加島鉄筋公営住宅1号館が落成した。

その後、住宅要求にとどまらず、諸々の要求闘争に立ち上がり、生業資金獲得闘争、自動車免許取得の活動を展開するようになる。

#### 4-4 支部結成と共同闘争の展開

1961年、内閣内に「同和」対策審議会がつくられ、65年に「同対審」答申が出されたことを機に全国各地の被差別部落に同盟支部の組織化がすすむ。それまで支部の存在が曖昧な状態であった加島でも、1965年5月29日に大阪府連から勧誘が入り、部落解放同盟大阪府連合会加島支部が正式に結成された。

1969年に特措法が制定されると、加島支部でも「特措法」即時具現化のため、部落住民の要求の掘り起こし、同盟支部の組織強化・拡大を進めた。「同一要求・同一組織」の原則に基づいて、支部の指導のもとに各要求組合（保育を守る会1969年、教育を守る会1970年、加島子ども会1971年に結成）が次々と結成された。

1977年、部落解放加島地区総合計画実行委員会が各組織、共闘組織を結集して結成された。「解放の町」「教育の町」「住民自治の町」を目指して、各専門部会での討議を積み重ね、4項目の「基本要求」、29項目の「具体的な要求」の要求書が作成された。その後、対市交渉を重ねるも、大阪市の対応は鈍く、総合計画が遅々として進まなかつたため、加島支部は要求の実現のため三津

屋・加島地区住民の総力をあげた闘いを提起し、77年12月3、4日に第一回部落解放加島地区研究集会を開催した。さらに78年9月7日、加島・三津屋地区住民の総意にもとづいた「三大要求」<sup>8</sup>の実現のため、1978年9月7日、大阪市役所を包囲する一大闘争を展開した。加島支部、教育共闘会議、PTA、共闘労組を中心とした幅広い共同闘争の力による市役所包囲闘争は大きな成果を勝ち取り、要求は徐々に実現していった。例えば、青少年センター、都市公園の完成、小・中学校のマスタープランは一部修正があったものの実現、教育条件が大きく改善され、加島部落の環境改善も進んだ。

#### 4-5 校区のまちづくりの展開

当時の国鉄の片福連絡線「加島駅」構想に基づき、1988年、加島地区街づくり実行委員会<sup>9</sup>を校区の全町会参加のもとに結成した。加島駅周辺約10ヘクタールの土地区画整理事業が事業化され、駅周辺を中心にマンションや住宅建設の整備が行われて街並みは大きく様変わりした。これらの過程で、加島支部はこれまでの運動で培ってきたノウハウを地域のまちづくりに生かしてきた。また1997年には加島地区まちづくり実行委員会が大阪市まちづくり支援制度の認定団体となり、5年間の活動助成を受け、コンサルタントの協力も得ながら加島全体の11町会の抱える課題の洗い出しとワークショップを行い、2003年に「加島地区まちづくり基本構想」を大阪市に提出した。

#### 4-6 福祉のまちづくりの展開

1970年頃から休眠状態となっていた財団法人加島保育園を、1991年に社会福祉法人加島友愛会に転換したことが転機となり、加島部落を含む加島・三津屋地域全体の取り組みをふまえ、「福祉のまちづくり」運動の一環として諸施設がつくられた。1991年に知的障がい者通所施設「加島希望の家」、1996年に美津島地域在宅デイサービスステーション「加寿苑」を開設し、2000年には特別養護老人ホーム「加寿苑」を併設した。さらに2001年には知的障がい

---

<sup>8</sup> 「三大要求」とは「部落解放の立場から中外炉あと地を確保し、利用計画を明らかにせよ」「小・中マスタープランの早期実現」「加島地区総合計画の早期実現」であった。

<sup>9</sup> 2000年に、まちづくり実行委員会と名称変更。

者入所更生施設「アンダンテ加島」を開所している。

同和対策事業による高齢者対策の一環として1973年に開設された加島老人福祉センターは、2006年度末に公的施設としては廃止されたが、2008年度からは地元の「NPO 法人スイスイ・すていしょん」が施設の管理を受託し、多機能・多目的な利用形態で運営している。

#### ※参考資料：加島地区に関わる組織・団体の概要

##### ＜特措法失効以前から存在する組織＞

###### ① 部落解放同盟加島支部

1965年5月結成。現在の同盟員は432名。2007年からは「コミュニティかしま」に事務所をおいて活動している。

65歳以上同盟員：43.7%、地区内居住者：78.2%、地区外居住者：21.8%

###### ② 加島住宅要求期成同盟

1962年5月結成。住宅建設の際の入居分配をめぐり解放同盟と対立。1967年の東住宅一斉入居の際、期成同盟全員が支部に入会し、統一の第一歩となる。

###### ③ 加島支部婦人部

1962年に部落解放同盟加島支部婦人部が結成されるが、加島には従来より加島婦人会があり、婦人会と支部婦人部との統一を求める声が高まり、1968年に一本化された加島支部婦人部が結成される。

④ 保育を守る会：1969年結成。

⑤ 妊産婦会：1970年結成。

⑥ 教育を守る会：1970年結成。

⑦ 加島地区住宅要求者組合：1970年結成。

⑧ 加島支部青年部：1971年結成。

⑨ 部落解放子ども会：1971年結成。

⑩ 加島・三津屋地区同和教育推進協議会：1973年結成。

⑪ 加島・三津屋教育条件改善要求実行委員会：1974年結成。

⑫ 教育共闘会議：1977年結成。

⑬ 部落解放総合計画実行委員会：1977年結成。

⑭ 加島・三津屋地区同和教育推進協議会：1981年結成。

⑯ 加島地区「街」づくり実行委員会：1988年結成。

⑰ 社会福祉法人加島友愛会：1991年設立。

＜特措法失効後に生まれた組織＞

① かしま人権協会：2002年発足。

② NPO 法人スイスイすていしょん：2004年設立。

③ 一般社団法人淀川人権文化協会：2009年設立。

## 5 平野地区のまちづくりの歩み

### 5-1 平野支部の結成

平野地域は大阪市内の他の被差別地域と比べても規模が小さく、部落外出身者や在日朝鮮人などとの混住地域であったので、「寝た子を起こすな」という考えが根強く残っており、なかなか支部を結成するという機運は盛り上がって来なかつた。そのようななかで、1971年当時すでに支部を結成していた浅香支部の呼びかけにより地元有志が立ち上がり、「今、解放運動を起こさなければ、一生、部落差別のなかで生きていかねばならない」という声が高まり、これまで避け続けてきた部落問題が地域で真剣に話し合われるようになった。そして「これまで奪われてきた生活、権利、環境等を闘うことによって取り戻さねばならない」と意思統一がなされ、1972年1月25日、恵淨寺の本堂において部落解放同盟平野支部が結成された。

### 5-2 反対・要求型運動の展開

支部結成当時は、被差別部落民であるが故に奪われてきた市民的権利を取り返すために多くの要求組合が組織され、要求闘争が先行する形で運動が進められた。まず住宅を勝ち取ることを合言葉に住宅要求者組合が1972年に組織され、最初の要求闘争が展開された。しかしこの第一棟改良住宅の建設に絡んで、用地確保のための立ち退き問題が生じ、地域に残る者と地域を出て行く者に選別された。その結果、結成当時に約120世帯いた支部員登録が2年で90世帯に減少した。

支部の組織づくりが確立するのに伴って、下部組織である婦人部、青年部なども組織されていった。まず1972年3月6日に組織の要である婦人部が結成され、婦人部独自の学習会をはじめ全国的な集会や府連での集会等にも参加し、他支部との交流会にも積極的に取り組んでいった。

青年部が結成されたのは支部結成から1年10ヶ月が経過した1973年11月24日でだった。それまでは青年準備会として、支部活動の先頭的な役割を果たしていた。青年部結成当時の共通課題は「いかに組織を強くするか」であり、地域の青年をより多く結集するためにスポーツ活動に取り組んだり、他支部青

年部の実践に学ぶために交流会などに取り組んだ。このような地道な努力が実って、青年部としての組織態勢が完成してきたのは、狭山闘争が盛り上がってきた 1974 年後半であった。

また、地区住民の多くが日雇い、行商などの不安定な仕事により生計を立てていたことを背景として、1974 年 4 月 8 日に仕事保障要求者組合が結成された。解放運動や家事に忙しい中、文字に不自由する多くの組合員は識字活動にも参加しつつ仕事要求運動を展開した。その結果、組合から公務員となつた 52 名を中心に 1978 年には公務員部会が結成された。

### 5-3 部落解放平野地区総合計画によるまちづくりの展開

1976 年 9 月に部落解放平野地区総合計画実行委員会が地区住民代表、周辺住民代表、民主団体の参加によって結成され、第一の事業として同年 12 月に地区の実態調査を実施した。そして調査データを整理検討するとともに、対市交渉を行い、「平野を緑の町に」というスローガンに基づき、平野川河岸にグリーンベルトと遊歩道を設置し、地区内道路には歩道を付け、植樹を行うなど、平野地区の特色を生かしたまちづくりを始めた。77 年 7 月に第二棟住宅、10 月には解放会館がそれぞれ完成し、翌 78 年 4 月には平野北中学校が平野中学校から分離し新設校として開校した。さらに 79 年 11 月に老人センター、12 月には平野東保育所が完成し、支部結成から 6 年で地区住民はようやく「行政施策を自分たちの手に取り戻した」という実感を持つに至った。80 年には店舗付き住宅を併設した第三棟住宅の一期工事が完成し、82 年には地区内主要幹線道路が通じるなど、住民本位のまちづくりが進展していき、地区住民を悩ませ続けてきた平野川の護岸工事も 82 年に完成した。また、「平野総計」の早期完全完成を目指して、地区住民と周辺住民代表、民主団体等が総力をあげて取り組みを進めた結果、青少年会館付設体育館、青少年会館本館、同付設プール、地区内道路をはじめ、平野川護岸改修に伴う百済橋の付け替え等、多くの成果が得られた。

## 6 おわりに

先述したように、本章では4つの被差別地域において行われてきた息の長いまちづくりの系譜を辿ってみた。

そこで発見されたのは、どの地域も厳しい差別にあいながらも挫折や辛い経験を吹き飛ばすかのように立ち上がり、まちづくりを成し遂げて来た記憶の系譜である。

各地域とも長い差別の歴史の中で「寝た子起こすな」というイデオロギーで眠らされていた理性が目覚め、その後は当事者組織として声を上げるための支部結成をはじめとして、自らの生活を、家族を、仲間を、ムラを守るために連帯と闘争を繰り返してきた。1960年代後半から80年代にかけては差別の歴史を払拭するための制度が整備され、権利要求と資源獲得に向けた運動が進められてきた。しかしそれも時間が経つにつれて社会や行政の動向が変わり、やがて差別行政や地域や住民へのまなざしを是正させるために機能してきた同和対策関連諸施策が失効した。だが各地域にはまだ解決しきれていない問題が山積している。こうした行政の動向を見越して各地域で取り組んできたのが、1990年代以降に進められてきた、「運動と事業の分離」という新しいまちづくり運動である。ここで、これから運動として、自分自身で自らのまちを「マネジメント」していく方向性が示された。

ただ、現在各地域では、とりわけ2010年以降進められてきた、いわゆる「3館統合」と呼ばれる地域コミュニティを変容させてしまった大きな転換によって訪れた危機への対応に悩まされている。それ以前から存在していた未活用地等の問題に加え、施設統合の結果生み出された空き地や空き施設をいかに新しい地域のまちづくりに活用できるか、難しい課題が各地域の前途に立ちはだかっているのである。

こうした問題に対し、2017年に設立された「AKY インクルーシブコミュニティ研究所」がコーディネート役を務める形で新たなまちづくりに向けた各地域との研究会が再組織されている。

これからのまちづくりの課題は、先述のとおり、地域に広がる空き地や空き施設の地域再生への活用に加え、住民の入れ替わりが大きく進んだ地域のコミ

ユニティを再生させる手段としてどのように遊休資産を活用していくか、という点に限る。それはハードだけではなく、ソフトなまちづくり、少子高齢化や住民構成の脆弱化が進んでいく中でのコミュニティの再生に向けた取り組みやアイデアの結集が求められている。

空き地や空き施設、そして住民構成の変化、私たちはこれらを新たな地域の「資源」、まちづくりの可能性を秘めた「資産」とみなしていきたい。こうした資源を活用し、新しく地域の「アセット(物的・経済的・関係的資産)」を形成していくこと、そこに各地域の新たな未来を切り拓くヒントがある。

## 参考文献

- 内田雄造(1993)「同和地区のまちづくり論:環境整備計画・事業に関する研究」、  
明石書店  
内田雄造、大谷英二(2001)「転換期にある同和地区のまちづくりが今後の日本  
のまちづくりに示唆すること」2001年度第36回日本都市計画学会学術  
研究論文集

## 第2章

### 地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けた

#### アクションリサーチ

##### 4 地区共同まちづくり研究会の再開

矢野 淳士

#### 1 研究の背景と目的

本研究は、大阪市内にある3つの被差別部落(浅香・加島・矢田)の地域共同による研究会を母体として2016年11月に設立された3地区まちづくり合同会社AKYインクルーシブコミュニティ研究所(以下、「AKY研究所」)が主体となって実施する、アクションリサーチによって構成される。同地域は、2009年に、地域の実態を改善し、地域共同の未来を模索していくための取り組みとして「3地区共同まちづくり研究会」を発足させ、各地域の現状を捉えるための共同調査を2011年に実施した。同調査によると、各地域に共通して中堅ファミリ世帯の地域外への流出と地域内部での高齢化、そして困窮化が進んでいる現状が明らかになった。この背景には、1996年の公営住宅法の改正によって導入された応能応益家賃制度と2002年の同和対策関連諸施策の終焉後に開始された同和向け市営住宅の一般公募という二つの住宅政策の影響が窺える。さらには、2010年には大阪市の条例によりコミュニティ施設の統廃合が進められ、2016年3月には地域内で隣保事業を担当してきた唯一のコミュニティ施設が廃館となり、住民交流の拠点を失ったことによるコミュニティの液状化や社会的孤立の深化が危惧されている。

2002年以降、同和対策関連施設の廃止や市営住宅の建て替えにより生まれた未利用地や空き施設が増加する状況が3地区に共通してみられる。これらの一部はすでに大阪市により売却され、浅香・加島地区では建売の戸建住宅が建

設されるケースが多くなっている。戸建住宅を購入し転入してくるのは子育て世帯や外国人世帯が多く、今後はいかに新規転入層を地域活動に巻き込みコミュニティ形成を図るかが課題となっている。一方、矢田地区では南部エリアに約3haの未利用地が集積していることから、東住吉区はプロポーザル方式で開発事業者を公募し、2021年4月に物流事業者が選定された。2022年に工事を開始し、2026年から供用が開始される予定となっている。

このように、近年3地区では地域の環境や住民構成が急激に変容する中、コミュニティ空間を取り巻く新たな課題も表出してきており、これらに対応するための具体的なアクションプランの早急な立案と実践が求められている。

## 2 研究の方法

本研究では、複合的な研究方法を用いて柔軟に研究活動を実施していく。具体的には、まず浅香・加島・矢田地区と同様の課題を抱えており、地理的にも近接している平野地区も加えた4地区共同による「まちづくり研究会」を立ち上げる。研究会では、各地区の課題や現状を共有しながら、共通する課題を抽出し、先進事例の観察や有識者との意見交換を通して課題解決に向けた中長期的なアクションプランを導き出すことを目指す。アクションプランの立案に際しては、課題の詳細な把握やニーズ把握を目的とした共同調査を実施するとともに、調査結果の共有や意見交換を目的としたワークショップを開催する。なお、本研究は研究者・地域関係者・地域住民、そして各地域を管轄する地域行政が共同で参画するアクションリサーチの手法を用いて展開することにより、一連のプロセスが地域やコミュニティの再生に寄与するような形で実施する。

## 3 2021年度の研究活動

今年度はまず、2021年8月4日に浅香・加島・矢田・平野地区の地域関係者がオンライン上でまちづくり研究会準備会議を開催し、4地区の地域課題を共有した上で共通する課題を抽出し、今年度の研究会で取り上げるテーマについて議論した。

その上で、2021年12月13日にオンラインで開催した第1回研究会では、全国初のPPP(公民連携)手法による借上げ公営住宅・民間賃貸住宅の住宅棟、生活利便施設等の整備を行った大東市北条地区の「morinekiプロジェクト」を取り上げ、NPO ほうじょう事務局長の中井和真さんからプロジェクトに関する報告を受け、参加者同士で意見交換を行った。第1回研究会での報告内容の詳細については、本ブックレットの第4章を参照いただきたい。さらに、2022年1月22日には第2回研究会を北条地区で現地開催し、実際に再開発エリアを含む地域全体を見学することにより、地域やプロジェクトへの理解を深めた。

第3回は箕面市北芝地区において2011年から取り組まれている地域通貨「ま～ぶ」を活用した子ども支援やコミュニティ活性化に向けた取り組みを取り上げ、2022年3月9日にオンラインで開催した。当日は、NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝の埋橋美帆さんの報告を基に参加者同士で意見交換を行い、ま～ぶの発行から10年以上が経過し、運営に関する様々な課題は出てきているものの、経済的困窮や社会体験の不足といった子どもの貧困問題に対して直接的にアプローチできることの有用性について確認する機会となった。

また、2022年2月17日には浅香・加島・矢田の支部幹部に対して、現在の地域課題やまちづくりの現状に関するヒアリング調査を実施し、同月26日には平野支部の幹部に対して同様の調査を実施した。この調査結果については、第3章で紹介しているので、そちらを参照いただきたい。

来年度以降も研究会の継続的な開催と共同調査の実施、そしてそこから得られた知見の共有を通して、地域実践につなげるというアクションリサーチを継続していく。



## 第3章

### 浅香・加島・矢田・平野地区におけるまちづくりの現状と課題

上田 光希・矢野 淳士

#### 1 はじめに

大阪市内の被差別部落である浅香・加島・矢田・平野地区（以下、4地区）では、部落解放運動を軸とした住民主体のまちづくりが展開されてきた。4地区における1960年代からの同和対策事業特別措置法をはじめとした一連の特別措置法（以下、特措法）に基づいた2002年までのまちづくり、特措法失効から2010年頃までのまちづくりの動きについては第1章に詳しい。しかし、2010年代以降大阪市による公有地売却が進展し、2019年からはコロナ禍の影響もあり、各地区のまちづくりにも大きな変化が生じている。そこで本稿では、2010年代以降の動きを中心に、まちづくりの展開及び課題、今後の展望について取り上げる。執筆にあたっては、2022年2月に各支部関係者にヒアリングを実施した。

#### 2 4地区における近年のまちづくりの現状と課題、今後の展望

4地区を含む大阪市内の被差別部落12地区では、同和対策事業の一環で各地区に整備されてきた人権文化センター、青少年会館、老人福祉センターの3館が2010年4月に市民交流センターに統合された（以下、3館統合）。その後、2016年3月には市民交流センターも廃止された。このほか、市営住宅の建て替えによる集約、公衆浴場等の廃止などもそれぞれ進められてきた。このことを前提に、4地区それぞれの近年の状況を見ていく。

## 2-1 浅香地区

まずハード面の動きを見ると、浅香地区では3館統合後、人権文化センター、老人福祉センター、公衆浴場の跡地は既に売却され、いずれも民間ディベロッパーが戸建て住宅地として開発した。人権文化センターと公衆浴場の跡地にできた戸建て住宅地では、社会福祉法人あさか会が障がい者のグループホームをそれぞれ1戸と2戸、合計3戸運営しているが、子育て世帯や外国籍世帯が多く居住している。これらの区画では自治会が組織されていないため、地域とのつながりをどのように作っていくのかが課題となっている。市民交流センター（もと青少年会館）跡地は2022年2月現在、解体工事が進められている。また、今後10年間で市営住宅の建て替え及び集約化が計画されている。このように未利用の公有地が新たに生まれ、売却されることが見込まれており、その後の開発のされ方によっては地域に大きな影響が出ることが予想される。以上のような動きに関連して、浅香地区に隣接して立地する大阪市立大学（杉本キャンパス）は、2022年4月に大阪府立大学と合併して大阪公立大学となり、中長期的には一部学部の他キャンパス移転が計画されている。これにより杉本キャンパスに通う学生・教職員数の減少が予測され、地域経済のみならず、ボランティア人材の確保などにも影響が出ることが予想される。

次にソフト面を見ると、これまで開催されてきた子どもや高齢者などを対象としたイベントや居場所づくりを目的とした事業の継続が新型コロナ禍により難しくなっている。これらに代わるものとしてコロナ禍以降に始まった取り組みの1つが、「フードパンtries」という支援団体から提供された米や保存食等の食料を配布する取り組みである。子ども支援の一環で2021年6月～12月にかけて合計8回開催し、延べ約300世帯に食料配布を行った。この取り組みを通して、これまで地域活動への関わりが薄かった子育て世帯に対して、子ども食堂や学習支援といった日々の取り組みをアピールできたことは、今後のコミュニティ再構築に向けた1つの成果といえる。

浅香地区に特徴的な動きは、総合相談事業の再構築への取り組みである。浅香地区では、人権文化センター時代の隣保事業を引き継ぎ、浅香会館1階の支部事務所で総合相談事業を実施している。しかし、近年の住民構成の変化もあり、総合相談が実施されていることについて住民間での認知度が低いという課

題がある。そこで、浅香地区では 2020 年 7 月から町会・自治会等の住民組織、社会福祉法人あさか会・AKY 研究所等の地域団体、住吉区社会福祉協議会、大阪市立大学等からなる「浅香地区安心・安全のまちづくりプロジェクト実行委員会」を立ち上げ、北海道津別町をモデルケースとして、専門職と住民の協働による総合相談拠点の開設を検討してきた。2021 年 4~7 月には地区内全戸を対象としたアンケート調査が実施された（回収率 47%）。この結果、地域内では地域との関わりが薄い住民が多いことや、社会的孤立の状態にある住民が一定数存在することが明らかになった。また、全回答者の 8 割以上が何らかの生活上の困りごとを抱えており、子育て世代では 90% 以上が子育てに関する何らかの困りごとや不安を抱えていた。このような結果から上記の新たな総合相談拠点の必要性が明らかになり、2022 年 4 月から月 2 回、第 2 土曜日と第 4 火曜日の 10:00~12:00 に浅香会館 1 階で相談拠点が開設されることになっている。

## 2-2 加島地区

まずハード面の動きを見ると、公共施設の廃止や市営住宅建替に伴う統合によって生まれた未利用市有地の売却が進んでおり、民間ディベロッパーの開発により戸建て住宅地として開発されるケースが多くなっている。未利用地の一部は地域の社会福祉法人加島友愛会が購入し、有料老人ホームとなっている。また、市民交流センター跡地は大手ゼネコンに売却された（詳細は後述する）。加えて、市営住宅の建て替えが今後 10 年の間に予定されており、これが完了すれば加島地区内の市営住宅の建て替えはひと段落する見込みである。

次にソフト面を見ると、従来から実施してきた高齢者の見守りなどの取り組みは、コロナ禍により、中止せざるを得ない状況となっている。一方、子ども食堂については、会場で飲食する方式からテイクアウト方式に転換することで継続している。「来る者拒まず」の方針のため、地区内に限らず広い範囲から子どもが参加している。見守りの継続性の観点から参加者名簿は作成しており、毎回 70 名程度が参加している。また、加島支部で実施している総合相談事業は、2021 年に大阪府下の被差別部落を対象として、部落解放同盟大阪府連合会によって実施されたアンケート調査の結果、他地区と比較して、住民に「日

頃の相談先」として頼りにされていることが明らかになっている。

今後地域で予想される大きな動きは、市民交流センター跡地が大手ゼネコンに売却されたことである。現在のところ市民交流センターの解体計画しか明らかにされていないが、当該事業者は高層の単身者向けワンルームマンション建設を主な事業としていることから、加島地区においても当該マンションが建設される可能性が高い。これは、加島地区がJR東西線加島駅から徒歩5分程度という好アクセス性を有することから、単身の若者からの需要が見込まれるためである。ワンルームマンションが建設されれば、地区内には、単身高齢者の多い市営住宅、子育て世帯が多い戸建て住宅、単身の若者が多いワンルームマンションという形で3つの層ができるが、住民構成が大きく変容する可能性がある。子どもを軸としてアプローチできる子育て世帯とは異なり、単身若年層には地域側からのアプローチが難しいことに加え、コロナ禍が続ければ、イベント等を通じて地域コミュニティに巻き込むことも難しくなる。そのため、マンション建設の計画段階から入居者が地域とつながりを持てるような仕組みを検討していく必要がある。

### 2-3 矢田地区

まずハード面の動きを見ると、矢田地区では地区内の南部エリアにあった市民交流センター（もと人権文化センター）、青少年会館、老人センター、健康増進施設といった公共施設や市営住宅が廃止されたため、当該エリアに遊休施設が集中していた。大阪市は当初個別での売却を計画していたがうまく進まず、長年解体されずに放置されており、地域の生活環境・治安面で好ましくない状況が続いている。しかし、2018年6月に東住吉区が「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」を策定し、矢田南部エリアの市有不動産を一体的に売却する方針を示したこと、膠着状態が大きく動き出した（矢田南部地域における開発条件付き市有不動産売却に関する開発事業）。この動きについての詳細は後述する。一方、地区内には矢田生活協同組合の「矢田生協医療センター」や、天然温泉の「ふれあい温泉矢田」といった地域にとって重要な施設が依然存在している他、地域の社会福祉法人ふれあい共生会がもともと市営住宅付帯駐車場であった市有地を購入し、2020年3月に「花未来プラザ」という複合

福祉施設をオープンした。

次にソフト面を見ると、地域出身の医師が一般社団法人大阪市東住吉人権協会に寄贈した古民家を活用する取り組みが展開されている。具体的には、内閣府「民間公益活動促進のための休眠預金等活用」事業による助成金を用いて、寺子屋、パンづくり体験教室などのイベントを古民家で開催している。単発イベントのみならず、継続的な取り組みも検討しているが、コロナ禍により実現が難しい状況が続いている。直近では、2022年2月から始まった「みんなの図書館」という取り組みがある。これは古民家内に図書コーナーを設置し、地域住民から本の寄贈を募り、寄贈本には寄贈者の名前やその本に関するコメントを記したシールを貼り付けた上で配架するというプロジェクトである。この取り組みは、古民家を活用したまちづくりのアイディアを学生が考え、提案するという大阪市立大学の授業の中で、あるグループが提案したプランが基となっている。

矢田地区では先述した「矢田南部地域における開発条件付き市有不動産売却に関する開発事業」により、今後急速な地域環境の変化が予想されている。これは、矢田南部エリアに存在する市有不動産（もと公営住宅、もと地域活動支援プラザ東住吉、もと矢田青少年会館、もと市民交流センター、もとゆとり健康創造館など）を一括で売却することで、エリア全体の開発を進める計画である。大阪市は、2020年から2021年にかけて事業者をプロポーザル方式で公募し、2021年4月に物流不動産の開発等を手掛ける世界的投資会社（G社）への売却が決定された<sup>1</sup>。G社の提案では、物流施設のみならず、スーパーマーケットやアーバンスポーツができる公園の整備も計画されている。G社が進出した背景としては、物流需要が近年高まる中で、阪神高速大和川線の全線開通（2020年）によりアクセス性が高まった矢田地区において一定規模の土地が確保できることに着目したものだと考えられる。このような開発計画は地域に様々な変化をもたらすものであるが、今後はG社と地域との間で話し合いの場も設けられる予定であり、地域にとってより良い形で開発が進められるこ

---

<sup>1</sup> 売却の過程等については、東住吉区ホームページ「矢田南部地域まちづくり」

（<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/category/3465-12-0-0-0-0-0-0.html>、2022年3月5日最終閲覧）に詳しい。

とが期待される。

## 2-4 平野地区

まずハード面の動きを見ると、老人福祉センター跡地が既に売約され、2022年3月現在4、5軒ほどの戸建て住宅地が建設中である。青少年会館跡については利活用方法が決まっておらず、解体されずに壠で囲われているため、生活環境上好ましくない状況が続いている。公共施設廃止後の地域拠点としては、地区に隣接する図書館の2階に町会が管理しているスペースがあり、日本語教室など地域活動の受け皿として機能している。また、市営住宅の建て替えについては、市は戸数の削減・棟数の集約を計画しているため、地域としては戸数の維持を要望している。地区内では矢田と同様に共同浴場が営業を継続しており、地区内に現存する数少ない地域コミュニティの場として機能している。今後、共同浴場をコミュニティの場として更に活用することも検討されている。

地区内の未利用用地の活用については、①連合町会、②市3町会、③部落解放同盟平野支部、④大阪市平野人権協会、⑤平野まちづくり協議会、⑥平野区社会福祉協議会から構成される「6者会議」が主体となり、住民アンケートの実施等を通して、平野区に対して地域からの要望の申し入れを行ってきたが、未だ区からは明確な活用方針は示されていない。

次にソフト面を見ると、4、5年前から支部が主体となり子ども食堂を開催し、子どものみならず、高齢者や日本語教室に通う外国人にルーツをもつ人など、幅広く受け入れてきた。しかし、コロナ禍以降は感染拡大防止のため活動を休止した状態が続いている。このような中で、平野地区での特徴的な動きは、2021年から地域人権学習教材の制作に取り組んでいることである。これは、地域の学校で部落差別について学習する際に使える教材のニーズがあったことを受けて取り組みが開始された。また、6者会議においても「地域の歴史をどう引き継ぐか」が議論され、部落問題のみならず、平野郷、だんじりなど幅広いテーマで地域の歴史を研究することとなった。「休眠預金等活用法に基づく『人権NPO協働助成事業』の一環として2021年度から3年間取り組まれることとなっている。具体的には、地域に趣味で地域史を研究している高齢者からのヒアリングや史料の収集を行っている。図書館や他地域で保管されてい

た文書などの収集の中で、地域には残っていなかった史料が発見されたほか、個人所有の手紙からかつての地域の状況が分かるというケースもあった。このように、地域の歴史研究を通じて部落問題を地域の歴史の中に位置づけ、次世代に伝えて行くための取り組みが続いている。

### 3 おわりに

本稿では4地区の近年のまちづくりの状況を取り上げてきた。4地区に共通するのは、大阪市の公共施設が廃止される中で、廃止後の未利用地をめぐって様々な課題を有していることである。また、新型コロナウイルス禍により、従来のような地域活動の継続が難しくなり、いかにして地域コミュニティを維持するかが大きな課題となっている。その一方で、未利用地の売却やコロナ禍を機に、各地区で特徴的な取り組みが新たに展開されつつある。今回のヒアリングの中で最も印象的であったのは、今後のまちづくりでは、地域の歴史的経緯を踏まえて、「普遍性のある価値発信をしていく必要がある」というある地区の方の言葉であった。今後中長期的にまちづくりを進めるにあたっては、このような観点が重要になるであろう。

### 謝辞

本稿の執筆にあたっては、部落解放同盟大阪府連合会浅香支部、加島支部、矢田支部及び平野支部の皆様にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

### 参考文献

4地区共同まちづくり研究会・大阪市立大学都市研究プラザ編（2012）『4地区共同まちづくり研究会・4地区実態調査報告書』大阪市立大学都市研究プラザ.

『毎日新聞』2022年2月6日朝刊「資本主義の先へ 水平社創立100年 若い世代は今 助け合いの輪を外に聞く」（斎藤幸平の分岐点ニッポン）.

矢野淳士（2020）「浅香・加島・矢田地区におけるまちづくりの新たな展開」  
全泓奎編『分断都市から包摂都市へ：東アジアの福祉システム』東信堂、  
249-259 頁.

## 第4章

### 北条地区のまちづくり

morineki プロジェクトを中心に<sup>1</sup>

中井 和真

#### はじめに

今日は北条のまちづくりについて、私の方よりお話をさせていただけたらいいかなと思っております。本当にこの北条のまちづくりに関しましては右往左往どころか、右往左往×10くらいいろんなことがありましたので、その辺の話もさせていただけたらなと思っております。今日の流れなんですけども、私、NPO 法人ほうじょうというところで事務局長させていただいてるんですけども、その辺の NPO の取り組みとまちづくりとどのように関係性を持たせてやって来たのかっていう話。これは NPO の紹介が中心になるんですけども、その辺の話をさせていただいて、その後に今回のまちづくりプロジェクトは公民連携（PPP）という手法で全国初の取組みとなっておりますので、その辺の話もさせていただけたらなと思っています。今日の話は地元でどのようなことを考えて、どのような取り組みをしてきたかというところが中心になりますので、実際に今回のまちづくりに関するスキームといった部分はあまり詳しくはお話しすることは出来ないんですけども、ご了承いただけたらと思っています。それでは始めさせていただきます。

#### 1 北条地区の概要

まず、北条がどういうところなのかですが、大東市の北側にあります、数

---

<sup>1</sup> 本章は第1回4地区共同まちづくり研究会における報告の文字起こしを基に作成した。

十メートル行けば四条畷市ということで、四条畷市と隣接しているところにあります。大東市の中には駅が3つあるんですけども、最寄り駅は四条畷駅です。地域内の学校については、北条小学校、北条中学校ということで1小1中になっております。北条小学校は児童数が295人ということで非常に小規模です。また北条中学校も児童数が200人を切ってるということで、もう来年以降、各学年で2クラス作れるかどうかが微妙なくらいの児童数になっています。子どもの数が少ないということに加えて、高齢化率が北条では35%を超えてるということを考えると、少子高齢化が進行している地域であるといえます。

北条中学校区は北条1丁目から7丁目、学園町、錦町で形成をされていまして、2021年4月現在、北条1丁目から7丁目に4,748世帯、約9,098人、学園町と錦町には568世帯、915人が住んでいます。いわゆる被差別部落というのは北条3丁目と北条4丁目の一部でして、北条3丁目に588世帯、約1,000人の方が暮らしています。北条4丁目には491世帯、981人と書いておりますが、実際は4丁目の一部ですので、この数字は被差別部落の人口を表している訳ではありませんが、3丁目と4丁目を合わせて約1,000世帯、約2,000人の住民が暮らす地域です。

北条のいわゆるムラの中の住宅戸数が図4-1になっております。飯森園第一

| 北条4丁目         |   |    |             | 北条3丁目       |       |    |             |             |  |  |  |
|---------------|---|----|-------------|-------------|-------|----|-------------|-------------|--|--|--|
| 飯盛園第一         | 棟 | 戸  | 建築年         | 改修済<br>維持未済 | 嵯峨園第五 | 1  | 18          | 1986年(昭和61) |  |  |  |
|               | 1 | 20 | 1971年(昭和46) |             | 2     | 2  | 18          |             |  |  |  |
|               | 3 | 9  | 2001年(平成13) |             | 計     | 2  | 18          |             |  |  |  |
|               | 4 | 24 |             |             | 1     | 20 | 1971年(昭和46) |             |  |  |  |
|               | 5 | 36 |             |             | 2     | 20 |             |             |  |  |  |
|               | 計 | 4  | 89          |             | 計     | 2  | 40          |             |  |  |  |
| 北条3丁目         |   |    |             | 2期構想        | 1     |    |             |             |  |  |  |
| 嵯峨園第一         | 棟 | 戸  | 建築年         |             | 2     |    |             |             |  |  |  |
|               | 1 | 24 | 1971年(昭和46) |             | 3     |    |             |             |  |  |  |
|               | 2 | 24 |             |             | 4     |    |             |             |  |  |  |
| 嵯峨園第二         | 計 | 2  | 48          |             | 5     |    |             |             |  |  |  |
|               | 1 | 20 | 1976年(昭和51) |             | 6     |    |             |             |  |  |  |
|               | 2 | 20 |             |             | 計     | 6  | 74          |             |  |  |  |
| 嵯峨園第三         | 計 | 2  | 40          |             | 合計    | 21 | 325         |             |  |  |  |
|               | 1 |    |             |             | 2期構想  | 5  | 10          |             |  |  |  |
|               | 2 | 16 | 1980年(昭和55) |             |       | 6  | 10          |             |  |  |  |
| 飯盛園第二         | 計 | 3  | 16          |             |       | 7  | 60          | 1971年(昭和46) |  |  |  |
|               | 1 |    |             |             |       | 8  | 20          |             |  |  |  |
|               | 3 |    |             |             |       | 9  | 20          |             |  |  |  |
| 市営駐車場、市営住宅駐車場 |   |    |             |             | 合計    | 5  | 120         | もりねき        |  |  |  |
| 計             |   | 10 | 290         |             |       |    |             |             |  |  |  |

図4-1 北条地域の公営住宅

住宅が 4 棟、89 戸。1971 年に建てられた飯森園第一住宅 1 棟は約 20 戸あるんですが、改修工事が済んでおります。3、4、5 棟は平成 13 年に建替えましたので比較的新しい団地です。北条の 3 丁目の方にいきますと、嵯峨園第一住宅、嵯峨園第二住宅、嵯峨園第三住宅、嵯峨園第五住宅、嵯峨園についての住宅がこれだけあります。築年数を見ていただきますと、1970 年代に建てられた住宅が多いことが分かります。嵯峨園第二住宅、嵯峨園第三住宅に関しましては次の 2 期目の建替え構想の枠組みに入っています。今回、北条まちづくりプロジェクトということで、建替えられたのが飯盛園第二住宅、5 棟 6 棟 7 棟 8 棟 9 棟と合計 5 棟、戸数で言いますと合計 120 戸あります。これも 1971 年に建てられた古い住宅なんですけども、これが新しく「もりねき住宅」に変わったということです。「もりねき住宅」は 1 棟から 6 棟まであり、戸数は 74 戸あります。120 戸あったところを 74 戸に減らしています。この辺りは他にも住宅がありますので、そこに移動してもらったりとか、大東市の他の市営住宅に移動されました。その他、元々 120 戸ある中に政策空き家として、新たに募集をかけずに入居者が出て行った後そのまま空室にしておいたものもありますので、120 というような数字がありますけども、減って 74 戸の戸数を建てたことになっています。住宅の数としては、現在は合計で 21 棟あって 325 戸となっています。左下なんですけども、参考までに駐車場は第 10 駐車場まであって、区画が 290 区画あります。

## 2 NPO 法人ほうじょうの立ち上げ

NPO 法人ほうじょう（以下、NPO）の話をさせていただきますが、この NPO を立ち上げる前には北条地域協議会、いわゆる地区協が地域にあったんですが、その地区協から地域協議会を立ち上げました。2002 年に立ち上がったんですが、ちょうど私が北条地域協議会に入社したのが 2003 年で、年齢で言うと 25 歳の時になります。その時の事業内容は地域啓発の交流事業であったり、さまざまな相談事業、今もやっている住宅や駐車場の管理業務委託、あとは地域内の公園清掃等です。大東市の運営補助等をいただいて地域協議会は活動していましたが、ほぼ補助金であったり、随意契約での受託事業に 100% 賴り

ながら活動していました。

2002年から立ち上げてやってきたのですが、そのような100%受託になりますので、この先地域協議会はどのように発展していくのか、補助金をもらったり、さまざまな委託事業をやってるだけでは先細りになっていくということで、2006年に何かしらの法人格を取得しようということで勉強会をしていました。その中でさまざまな問題点を整理していくと、1つ目、同和対策事業が終焉していきました。法が切れたということです。様々な取り組みが一般施策に移行していく中で、移行していくのはいいんだけど、もっと人権を視点とした活動をしていかないといけないということ。2つ目は大きく後々にも関わって来る問題にはなるんですが、地域内にとらわれないような広範囲な取り組みをしていこうということ。この間、地域協議会も含めてそうなんですが、ムラ中の取り組みを一生懸命していくということをメインでやっていきたいけど、ムラ中だけでどれだけ頑張っても広がっていかないと。だから僕たちが本当に取り組みをしていかないといけないのはムラの外だということで、広範囲にさまざまな取り組みを仕掛けていきたいという流れになりました。ただ、広範囲な取り組みをしていかなければならぬけど、地域協議会と言ってもどこかの地域協議会なんだという話になるから、やっぱり何かしらの法人格を取っていこうという。法人格を取ることによって責任や信頼がみんなに生まれて来るだろうということです。3つ目の部分で言いますと、指定管理者制度を導入していく流れがあるので、指定管理者制度に向けた準備を進めて行こうと。指定管理を取っていくには何かしらの法人格がいりますので。その中から財源をしつかり確保していくと。先ほど言いましたが、100%補助金や委託に頼っていたらいつまでも成長もないし、先細りしていくだけなので、自ら資金を生み出していきながら、もっと言えば様々な仕事に対しても入札をしたり、自分たちでお金を取りに行くようなことをしていかないといけないということで問題を整理していきました。以上の結論を踏まえて、今まででは地域協議会だったんですが、NPOを立ち上げていこうということになりました。将来的にはNPOの活動もしながら、何か株式会社や合同会社を立ち上げていきたいという夢を抱いているところです。

ここまでNPOを立ち上げていった流れなんんですけども、実際には2008年

の4月に法人の運営を開始しました。ちょうど2008年に何が起こったかと言ふと、橋本政治になったときですね。ちょうどその時、NPOを立ち上げて頑張っていこうとしてるけど、大阪府では大きな政治的な動きがあったということです、僕もすごく大変な思いしたんですけども。2008の4月に僕自身はNPOの事務局長になりました。

NPO立ち上げて、どういうことに取り組んでいくかというと、真ん中に人権を添えるということです。人権を考えるときに、まず地域コミュニティを作つていこうと考えました。地域コミュニティというのはムラ中だけでなく、北条中学校区に広げていくための活動をしていこうと。次に、地域のネットワークの確立ということで、僕はいつもわかりやすくここを分けてるのですが、コミュニティというのは個を繋ぐ、個人を繋いでいくのがコミュニティで、ネットワークというのは団体を繋げていくのがネットワークだと考えています。また、北条中学校区の中には様々な団体があります。高齢者の団体、青年たちの団体、子育て世代の団体等、様々な団体があり、様々な目的をもって活動してるのはいいのですが、各々がバラバラに活動していました。そういうところを繋いでいく役割というのを私たちの法人が手掛けて行こうということになっていきます。人と人を繋げて、交流を持っていくことで人権問題が解決していくのではないかと考えています。まちづくりというとこにも繋がっていくんですが、この3つの取組みの中に人権を添えるという形で活動をしています。あえてこの資料に理事長名を載せているんですが、ムラ中にある組織や団体はどちらかというと、ムラの誰かがその組織の長になるというパターンが多いんですが、この理事長はムラ出身の人ではないです。もともとムラの外で活動をしていて長年交流しながらムラの活動と一緒に取り組んで来てくれた人が現在の理事長になってくれています。NPOだけでなく、北条中学校区の様々なところにこの人を通じて出て行って活動しています。

### 3 NPO 法人ほうじょうの事業

今のNPOの業務内容は大きく分けて5つあります。まず、「生活・人権に関する相談および啓発事業」です。そのうちの1つは地域啓発交流事業といふこ

とで、イベントやサロン、学習会や子ども食堂等を通して広く啓発や交流を進めていく事業です。もう1つが生活相談です。総合生活・支援事業ということで、生活・人権・進路・就労相談を行っています。また、2つ目の大きな括りとしては、コミュニティソーシャルワーク「CSW」配置促進事業にも取り組んでいます。3つ目は、「地域環境整備事業」として公園の清掃業務委託も請け負ってまして、現在「もりねきエリア」の清掃業務も受託して、民と民の関係でさせていただいております。また、入札に参加して広く大東市内の公園の清掃や剪定業務等もやらせていただいております。4つ目が「青少年施設等の公共的な施設の管理運営」ということで、市営住宅、市営駐車場、子ども発達支援センター（療育センター）の管理運営もさせていただいております。北条の人権文化センターやコミュニティーセンターの指定管理を行っている他、北条支部、企業連北条地区組合からの業務委託で窓口対応もさせていただいています。ここはちょっと他の地域と違うかなという流れを作るのは、支部や企業連といった団体には資金面も含めてNPOを支援したりということはされているとは思うんですけども、北条ではそこの関係性を完全に業務委託という関係性でやっています。こうすることで、NPO・支部・組合がセットで動く時も当然あるのですが、上下の関係をあまり作らないようにしています。5つ目は「地域安全パトロール事業」として、地域の安全を守ろうということで青色防犯パトロールもしております。

### 3-1 指定管理施設での事業

先ほどお話しました北条人権文化センター、北条コミュニティーセンターの2施設を指定管理しているんですが、2期目がちょうど令和4年3月31日に切れるということになってまして、来年4月からNPOが受託することができれば3期目に入ることになります。指定管理施設では主に4本柱の事業に取り組んでいます。人権啓発はもちろんのこと、子育て支援事業、高齢者等支援事業、地域の交流を進めていく事業の4つを柱とした自主事業の展開を進めています。大事なポイントとしては事業すべてに人権の視点を取り入れていることです。きっちりと地域の課題やニーズを含めて、解決に繋げるようなことを事業として取り組んでいくためにこの4本柱を立てています。

人権啓発事業としては、人権フィールドワークを中心に入権パネル展、人権社会見学に取り組んでいます。

子育て支援事業は人権文化センターの事業ですが、「親子お遊ぼう会」ということで子育て中の保護者の方に来ていただいて北条保育所と連携を取りながら進めている事業です。

高齢者支援事業では、「ホッとできるサロン」というサロンをやっているのですが、これはどちらかと言うと参加者主体で参加者が「次何する?」ということを考えながら開催しています。よくありがちなのは、「サロンあるんですよ、その中でなにか催し事しようね」というような主催者側が提供していることが多いんですけども、一切それをせずに、参加者に来てもらいます。その中で「次ああいうことをしようか」「こういうことをしてみようか」「手作りのなか作ってみようか」「歌をみんなで歌おうか」みたいな形で参加される方が話しあって、進めていくようなサロンです。

あとは地域の交流をしていこうということで、「みんなのすペーす」という取り組みもしています。昔よくあったムラ中の文化祭、僕らは地区文化祭というのを子どもの頃にやってたんですが、今は地区文化祭というような取り組みはしていませんので、人権文化センターで「みんなのすペーす」として、バザー、文化祭的なことに取り組んでいます。この時の視点で大事なのは、先ほども言ったように、ムラ中だけでどれだけ頑張っててもだめで、外にどんどん打って出て行こう、というのがこの交流事業の目的です。ムラ中にたくさんの人に入ってもらおうということです。もともとうちの地域も「あそこは行ったらあかんで、あそこは汚いで、怖いで」と言われるところだったんですが、ムラ中で人が集まれるような楽しいことをしていこうと。そうすれば、たくさん的人が来てくれて、実際に触れ合うことが最大の啓発ではないかと考えています。図4-2は餅つき大会の時の写真です。餅つき大会も人権文化センターで取り組んでいるんですが、北条中学校区の高齢者・親子連れ・小中学校の子ども・保育所・幼稚園等様々な方が参加してくれるようになっています。これも本来ならばもっと幅広くやっていこうとするならば、北条1丁目から7丁目まであると考えて、もっと真ん中の方でやればいいんですが、あえて北条3丁目でやることにこだわっています。たくさん的人がムラ中に入ってくれることは嬉



図 4-2 人権文化センターでの餅つき大会の様子

しいことだと思っています。

これらに加えて、色々なところに出て行って啓発活動もしています。1つは世代間交流です。民生委員・児童委員と私たちの太鼓チームが中心になって、昔遊びや和太鼓を通して、世代間で交流しています。2つ目は北条の中で起こった大きな差別事象として今も語り継がれているんですが、ムラの者は祭りに参加させてもらえないということがあります。それが「だんじり物語」です。この「だんじり物語」を子供たちに語り続けています。毎年、北条小学校の6年生のクラスに行って「だんじり物語」を話して、部落問題を学んでもらった上で、北条太鼓という太鼓を6年生全員で叩くという取り組みです。3つ目は学校の先生にも部落問題について考えてもらう人権研修になっています。

### 3-2 地域ネットワークの構築

地域内には様々な団体があり、その人たちをどうやって繋げていくのかということですが、僕たちは縦の繋がりよりも横の繋がりを大事にしたいということで、北条中学校校区ふれ愛教育協議会を作っています。このふれ愛教育協議会の中でNPOは事務局を担っています。教育問題について学校任せ、家庭任せ、もっと言えば地域任せということではなく、地域と学校と家庭が三位一体となって子どもたちを守っていこうということを目指しています。ここに高齢者団体、民生委員、地域包括支援センター、福祉委員会等、様々な方が入ってもらい、教育を切り口とした集まりなのですが、子どもを中心としながら様々な団体が繋がるということで、ふれ愛教育協議会というのは北条の中でとても大事な取り組みになっています。地域の子どもは地域で守る、オール北条なんだということで活動しています。

これは参考までなのですが、北条ふれ愛フェスティバルというイベントも開催しており、北条中学校区の子どもから高齢者まで様々な方が参加してフェスティバルを盛り上げてもらっています。ここでも私たちがNPOとして事務局を担っております。つまり、ムラ発信だということです。ムラの中だけで頑張るのではなく、外に打って出ていこうという意識で事務局を担っています。

そのような北条において、今回の大変なところになりますが、新たな地域のネットワークとして「morineki」がオープンすることになりました。元々あった人権文化センターと新たにできた「morineki」です。新たにできたので、新たなネットワークを作っていくかなければならないということで、元からあったモノと新しく出来たモノとをしっかりと連携しながら、お互いが良い方向に相乗効果が生まれるような取り組みをこれから企画していくたいと考えています。

## 4 morineki プロジェクト

### 4-1 第1次まちづくり委員会（2005年～）

ここからが北条まちづくりプロジェクトの話になりますが、まずは右往左往の話になります。先ほど言ったように僕は2003年に北条の地域協議会に入社しました。入社してから2年目～3年目くらいにまちづくり委員会というものがあり、僕も実際にその時期から委員会の活動をするようになったのですが、

その時はすでに地域協議会の上の世代の人たちが委員会を立ち上げていましたので、どのような形で立ち上がって行ったのかということは詳しく把握できていません。僕が関わりだしたのは2005年になります。その以前から1970年代に建てられた住宅はかなり老朽化してましたので、ムラ中では「早く住宅を建替えてくれ」という住宅の建て替えの要求は支部でも受け止めてましたし、市に対しても要求していました。そのような中で、まちづくり委員会が立ち上がり、1976年に建てられた飯盛園第二住宅を建替えようということで、地域の住民が中心になって指揮をしていったのがまちづくり委員会です。そのまちづくり委員会なんですが、被差別の歴史を持つ北条には、住宅や公共施設、教育など運動で勝ち取って来たものが非常に多く、それに対して年配の方々はかなりの思い入れがあります。そういう所が老朽化しているので、しっかりと建替えていきたいという思いがあったということです。最初、2005年から3年間に渡って、どのような形でまちづくりを進めていくのかという基本構想を作り上げていきました。期間は約3年間あるのですが、3つの部会で取り組んでいきました。住宅、拠点、環境の3部会です。住宅部会は市営住宅の建て替え。拠点部会は様々なボランティア団体、高齢者団体、子どもの活動の拠点。もちろん障がい者の拠点も含まれます。私自身はその時、和太鼓チームを立ち上げて、太鼓集団「魁」のプレイヤーでもありましたので、そこにも拠点が必要だということで、拠点部会に私は所属しました。あとは環境部会です。この3つの部会で活動しながら、建替え構想を作つて行くというのが、第1次まちづくり委員会で進めていった取り組みになります。

住宅部会では、3年間でその建替えられる住宅の入居者の方々を対象とした個別聞き取り調査を1回、ワークショップを2回、新しい住宅の間取りを考える検討会を3回、先行事例視察も2回行いました。また、北条のまちづくりをどうしていくのかということで朝から晩まで語り合ったりといったことをやりました。

拠点部会についてですが、その時に北条青少年教育センターがうちは2つあり、分館は小学校低学年層が集まる場所、本館は高学年以上が集まる場所でした。そのうちの1つが統廃合されて本館に1本化されるということで、空いた分館をどのように活用していくのかということを拠点部会では議論していき

ました。子育て・高齢者サロン、喫茶・食事、音楽活動、地域学習塾の4つの柱で、「何か食事が出来る所ほしいな」「若い子たちが音楽活動出来るような所ほしいな」「子どもたちが集まって地域の学習会が出来るような所もほしいな」といったことを考えながら事例視察を3回、ワークショップを1回、地域の各種団体の方に集まっていたらヒヤリングを1回行いました。そういうことをやりながらイベント「地域の拠点づくりを学ぼう」を開催したり、イベント「このゆびとまれ」などを開催しました。

環境部会では、青少年教育センターの本館と連携しながら、まちづくりの中で公園は大事ということで、公園事例視察の他、地域の中の清掃活動、センターの建物を利用して様々なものを作ろうといった活動を行いました。

こうした3年間活動を進めてきた結果、ようやく基本構想がまとめられました。住民ワークショップをしたり、個別ヒヤリングをしたり、様々な活動を3年間積極的に取り組んで来て基本構想まで作り、住宅がいよいよ建て替わるということで、住民の方々は期待をされていました。しかし、大東市の方で建替えに伴う予算がなく実現しませんでした。実現しなかつたら住民の方々は怒りますよね。そこまで協力したのに、ワークショップまで行ったのに、様々なことを一緒にやってきたのに、「なんで実現せえへんねん」と。その辺の不満が当時の支部や第一次まちづくり委員会に集中しました。委員会や支部だけだったらいいのですが、最悪だったのが個人も攻撃されました。委員会に関わってた人たちがムラ中を歩けなくなるような状態でした。僕自身も非常に苦しかったのですが、そこまで委員会自身が追い込まれていくと、今まで頑張ってきた委員会のメンバーもやる気がなくなってしまったりで第一次まちづくり委員会は空中分解するような形になってしまいました。市は「お金がないから建替えしません」と言いますし、まちづくり委員会もそういう状態なので、地元がバラバラになってしまい、まちづくりに関するすべての動きが一旦停止してしまいました。本当に何もこの後は動きませんでした。その時の委員会のメンバーもそれだけ辛い経験をしてるので、「さあ、もういつぺん気持ち入れて頑張りましょうか」という気持ちにもならないし、どう動かしていいのかわからない。「お金がない」と言われたらそれで終わりですので。これが2008年です。

## 4-2 第2次まちづくり委員会（2012年～）

その後、ようやく事が動き出したのが2012年です。その時の地元の空気感は「どうせ住宅建て替わらへんのやろ」「やっても一緒やろ」というような4年間があつて、半ば諦め気味でした。ところが2012年の5月から一気に事が動き出しました。政治的な絡みなのですが、市長が代わりました。今、現職の市長は東坂さんという方なのですが、北条が位置する大東市の東部地域について市長が「東部地域の発展なくして大東市の発展はない」と言ったことで、東部地域の再開発が公約の中に盛り込まれました。もう1つが市営住宅の長寿命化計画です。長寿命化計画をこの時に策定するということで市も動き出していきました。政治の部分でいうと、市長が代わり、国からの長寿命化計画の策定ということで、一気に建て替えの機運が高まっていきました。今でも覚えているのですが、当時の市の建築課長から相談が来て、「市営住宅の長寿命化計画していかなあきませんね」「この計画に乗ってもう一度建て替えの機運を高めていきましょう」「ここがチャンスです」ということで、「なんとかもう一度地元窓口としてのまちづくり委員会を作つてほしい」ということでした。そういう話を受けながら、「やっぱりまちづくり委員会がいるよね」ということで、僕がこの時に声をかけたのは支部のメンバーでした。支部の執行委員に相談を持ち掛けていきました。そして、実際に第2次まちづくり委員会が立ち上がって行くのですが、その前に元々あった第1次まちづくり委員会は空中分解してるので、委員もいるし、まちづくり委員会として形は残ってるので、その状態で2期目を作るわけにはいきませんでした。そして、当時出て来られるのも少しつかたったと思うのですが、委員長にも出てきていただいて、「それ以上やつてくれとは言わないで、1次は解散してくれ」とお願いをして、正式に第1次まちづくり委員会を解散した上で、新たに再編成した第2次まちづくり委員会を立ち上げることになりました。第2次まちづくり委員会はNPOが事務局を担うという形で新たに出发をしていきました。第1次は、当然支部も関わってはいるのですが、どちらかというと自治会のメンバーやNPOの前身である地域協議会のメンバー、世代が比較的上の人たちが主導していたのですが、第2次は支部メンバー中心で、NPOがきっちり事務局を担うということで、NPOが主導していくことになりました。1次から2次で大きく構成メンバーが代わ

っていったということになります。

そのような中で長寿命化計画が出来上がってくると、誰が見ても分かる話ですが、老朽化が進んでいて耐震性・耐久性がもたないということが明らかになりました。何かしら改修工事をするなり、建替えをするなり、何かしらしていく必要があるということです。だからこそ、「本当に大きな地震が起こったら住宅がもたないし、命の危険性があるよ」ということで、支部として老朽化している住環境の整備をして欲しいということを市に対して要求していって、まちづくり委員会としても要求をしてきました。その時の大東市の動きなんですが、市は長寿命化計画が終わった後、国の地方創生の関係で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作っていく必要がありました。ここが大事なところで今の動きにも繋がって行くのですが、公と民が連携をしていくようなことをしなければならないということで、市長が地方創生局という部署を市の中に設置しました。

#### 4-3 公民連携によるまちづくり

2016年、市では地方創生局を立ち上げて行きながら、行政だけで進めていくのは財源的にも難しいという限界を感じていました。そこで、民間の活力をどんどん使っていきたいということで、公と民を連携していくため、大東市が出資して「コーミン株式会社」（以下、コーミン）という第3セクターの会社を立ち上げました。

この時のまちづくり委員会の動きとしては、第1次で大きな失敗をしてしまったからこそ、絶対に第2次は成功させなければいけないと考えていました。前回予算がなかったことでボシャってしまったんですが、今回は公と民で連携して公民連携「PPP」という手法で、全国的に初となるスキームを地元として承諾していくという流れになりました。ただ公民連携と言われても前例がないので、正直どういう風に進んで行ったらいいのかというのも手探りでしたし、何をどう整理していかなければいけないのかも本当に分からぬままでしたが、とにかく成功させる道はこれしかなということで承諾していきながら進めて行きました。その時に、実際にスキームを進めて行くには地元の中で会社が必要だということになり、「東心株式会社」という会社をムラ中で設立しまし

た。この東心株式会社の設立と同時に一旦まちづくり委員会は解散させました。ここでようやく、大東市、第3セクターのコーミン株式会社、東心株式会社というスキームを進めて行く3つの事業母体が2016年から2017年にかけて揃ったという流れになっています。

そういうしているうちに、2017年のことですが、実際にまちづくりを進めて行こうと皆で盛り上がっていた時に差別落書きが発生しました。大東市の市役所の1階男子トイレだったのですが、市民の皆さんよく使うトイレに「同和地区を開発しても人集まらん。税金の無駄使い。」といった差別落書き事件が起こりました。役者も揃ったし、実際にこれから事業をしていくという時だったので、これには本当に水を差されました。地元の対応としては、当然この落書きには激怒していましたが、まずこの事象については支部で取り組んでいこうとなりました。事象対応については支部がやっていくと。ただ事象が起ったからといってこのプロジェクトを止めるわけにはいかないので、まちづくり委員会や東心株式会社は肅々とプロジェクトを進めて行くということで、地元では役割分担を明確にしていきました。一方、市の方では当然この差別事象に対しては、大東市も公民連携ということで全国初の取り組みをしているわけなので、市長も「許されないこと。絶対にこのプロジェクト成功させる。」と思いを強くされました。この事象をきっかけとして、行政と地元がしっかりと決意を固め、絶対に成功させるという気持ちになれたという意味では、良いこととは言えないんですけども1つのきっかけになりました。

#### 4-4 morineki プロジェクト

今回のmorinekiエリアの再開発は約16億円の総事業費になっています。実際にまちづくりを進めて行く中でどのようなところを開発理念にしていくのかという部分についてですが、「ココロもカラダも幸せに暮らせる住宅地」を作りたいというのが1つです。また、北条というのは田舎でありますぐ近くに飯盛山をはじめとした自然があるので、コンクリートでガチガチに固めたような住宅を作るのではなく、そういう山がある景観を意識したようなデザイン性の高いものにしていくというのが2つ目です。3つ目は皆が幸せに暮らし続けることが大事なので、住宅だけでなくエリア全体を考えて再生して

いこうといったことを開発の理念にしています。「morineki」という名称の由来はどこから來てのかですが、「もり」は飯盛山の「もり」と森を指す「もり」です。「ねき」については、北条は河内なので、河内弁で「近く」を表現するときには「ねき」という言い方をします。「ねきねき」とよく言うんです。それを合わせて「もりねき」と言う名称にしました。Morineki のロゴマークは三本のクローバーのようなものが立っているものなのですが、これは木が成長していく様子を表して作っています。

実際の morineki の事業スキームです。PPP エージェント、いわゆる公民連携事業は先ほど言いました、大東公民連携まちづくり事業株式会社、これがコーミン株式会社です。コーミンがまず、大東市が立てたビジョンに基づいてテナントリーシング、中心的な役割をしていくと。そして、特定目的会社として地元で立ち上げた東心株式会社（以下、東心）が、大東市とコーミンからの出資、および金融機関からの融資を受けながら実施していきました。建物は東心が所有し、大東市はその民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げるという仕組みです。平たく言いますと、土地は市の物なのですが、その上に建っている建物は東心が建てています。要するに借り上げ公営住宅ということです。この辺の部分につきましては僕はあんまり詳しく説明できない部分ですので、詳しくは図4-3をご覧ください。このような事業スキームで取り組んできました。全国でなかった初めての手法というのがこここの部分です。北条のまちづくりプロジェクトでは、市営住宅の解体は大東市がするのですが、土地は大東市の物なのでそれを東心が借りる。借りたら市に当然土地借地料を払うのですが、そこに東心が建物を建てて、建てたものをまた市が借りるということで、お金がクルクル回るというようなシステムです。東心は 10 何億円の融資を金融機関から受けています。融資を受けていると言うことは、その 10 何億をは返さないといけない。でも、そこに仕組みがあって、大東市は借り上げ公営住宅なので、東心に住宅の賃借料を払わないといけない。だから一定家賃としてお金が入って来ます。その入ってきたお金を返済にまわすということです。しかし、10 何億は金融機関から簡単に借りられるようなお金でもないし、ある意味 PPP は初めてのスキームなので、金融機関からすると心配はあるんですが、そこはバックに行政がついているということで、一定の信頼を金融機関からいただいて 10

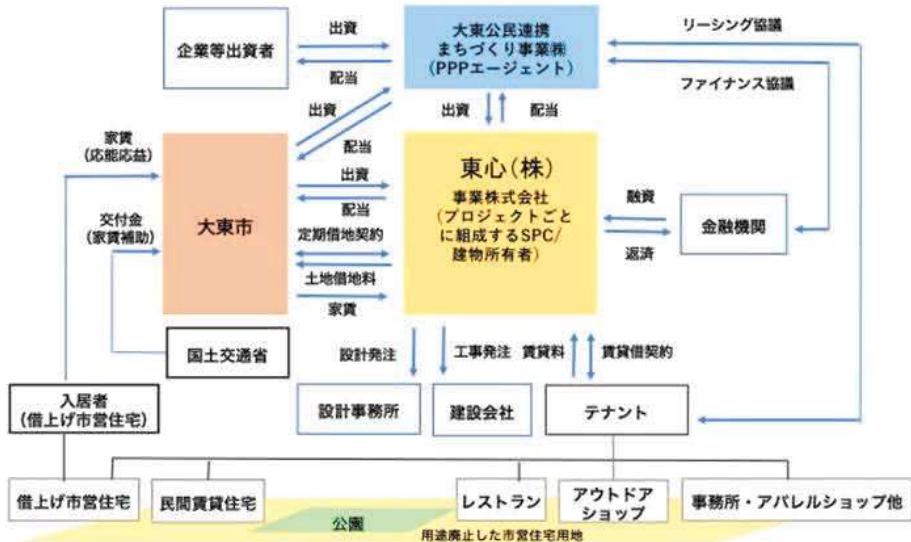


図 4-3 morineki プロジェクトの事業スキーム

何億の融資を受けることができたということです

今回のプロジェクトの大きな目的として、エリアの価値を高めていくことがあります。新しい住宅を作つて行く上での地元の想いとしては、「今までのような市営住宅、どこのムラでも建つて来るような市営住宅、部落の象徴となるような住宅はもういらん。」と。だからもっとデザイン性の高い住宅にしていきたいということと、閉鎖的な地域ではなく地域を開けて行きたいということです。先ほどの NPO の説明の中でもお話ししましたが、やっぱり地域を開いて、たくさん的人に地域を訪れてほしいという想いがありました。その一方で、ムラの住民が隔ててきた内なる壁を自ら払拭していきたいという想いもありました。過去には、「あそこ行ったらあかんで、汚いで、怖いで」という風に避けられて来たという歴史はあるのですが、そういった中で自分たちが自ら内なる壁を作つて来たのではないのか、自分たち自身も外部との接触を避けたのではないのか、自分たちの作つてきた壁は自分たちが払拭していくなければならぬと。すぐに無くならなくてちょっとずつ自分たちが壁を低くしていくことは大事なのではないかという地元の想いもありました。

しかし一方では、実際に住んでいる住民さんは建て替えの対象になっている人たちなので、「家賃が上がるんじゃないの?」「部屋の間取りどんなん?」「引っ越しとかどういう風にしていくの?」といった切実な相談はありました。その他には、エリアを開発して賑やかになっていくことによって、逆に自分たちの地域が荒らされるのではないかという不安や、生活環境が一変することへの不安の声も聞かれました。もう1つの大きなハードルについては、市営住宅もそうなのですが、ムラ中には菊水温泉といいわゆるムラ風呂があり、こういったものは解放運動によって勝ち取ってきたものなので、解放運動を過去にされてきた先輩方はかなりの思い入れを持っていました。「お前らこれを触るというのはどういうことかわかってるんか」といったことも言われました。特に菊水温泉に関しては、かなり僕たち自身も大胆なことをやりました。ムラ風呂というのは、住宅に風呂が設置されていないから必要だということで、100%の風呂設置率になればムラ風呂はもういらないとなるのですが、まだムラ中には風呂が設置されていない住宅が残っています。ただ、ちょうどその菊水温泉の位置が今回の開発エリアの中で大事なところにあるので、開発的にどうなのかなどということがあったので、思い切ってムラ風呂を潰すと言った決断をしました。そうすると、やはりムラの先輩方からは「お前らこの温泉どういう想いで建てたかわかつてんのか」ときつく言われました。でもそこは10年、20年先を見据えていかないといけないということで、理解して欲しいと個人的に話をしに行ったり、今回のまちづくりの目的について話をしたりしました。「今、行政サイドも含めて政治的にも地元的にもようやく歯車がかみ合ってるところやから今このチャンスを逃してしまうと、この先何年にも渡って住宅の建替えっていうのは実現できない。だから今しかない。」という話もしながら、どこまで理解してくれたのかは分からんんですけど、何とかやり切りました。

風呂が設置されていない住宅に住んでいる方については、別途行政と調整をしながら風呂券を発行して、民間の風呂屋さんに行ってもらうということで、対応してきています。今後、2期目の構想の中には風呂が設置されてない住宅の建替えになってきますので、菊水温泉を潰すのは自分たちなので、自分たちが最後まで責任を持って2期目までやり切ろうという覚悟をもって菊水温泉は潰したことになっています。

|         |  |
|---------|--|
| 2018.5  | 大東市飯盛園第二住宅建替等事業実施方針発表  |
| 2018.7  | 市×コーミン×東心 大東市北条まちづくりプロジェクト基本協定書締結<br>(コーミン×東心×テナントも同協定書を締結)  |
| 2018.8  | 関係者一同キックオフトークイベント開催、記者発表   |
| 2018.9  | コーミン 入江大東市役所完全退職代表取締役就任、ブルースタジオ設計開始  |
| 2018.12 | 市 解体工事開始～2019.8  |
| 2019.2  | 市→東心 優先出資（1億3000万円）  |
| 2019.5  | 市→東心 普通出資（100万円）、優先出資（6780万円）、東心 施工業者（東周建設）決定  |
| 2019.8  | 市 開発工事（公園・道路）開始～2020.7   |
| 2019.10 | 市×東心 定期借地契約締結、morineki工事開始（～2020.11）   |
| 2019.12 | 市 借り上げ市営住宅賃貸債務負担行為（20年）議決、4億円追加出資議決  |
| 2020.1  | 市→東心 追加優先出資（4億円：買取請求権付）、市×東心 市営住宅賃貸借契約締結<br>東心×テナント 貸賃借契約締結、市 地中埋設物撤去工事、銀行融資実行（10.3億円<br>枚方信用金庫プロジェクトファイナンス融資） |
| 2020.12 | 借り上げ市営住宅74戸入居開始  |
| 2021.3  | morinekiグランドオープン 東心→コーミン 維持管理運営業務委託  |

図 4-4 2018 年以降のまちづくりの流れ

図 4-4 は、2018 年以降のまちづくりの流れを時系列に並べたものです。2018 年 12 月から市が住宅の解体工事をしていきながら、2020 年の 12 月に建替えが完了して、一旦出て行かれた住民さんの入居が開始されました。一足先に住宅の方は入居を開始させたのですが、エリア全体は 2021 年 3 月に morineki グランドオープンとなりました。

## 5 morineki エリアのまちびらき

これからは建て替わったエリアの紹介をさせていただきたいと思います。大きく分けて 3 つのエリアからなっています。住宅エリア、公園エリア、民間事業エリアの 3 つです。

まず、図 4-5 が住宅エリアですが、6 棟からなっていまして、真ん中の部分に中庭を作っています。景観を考え、住宅は 2～3 階建ての木造になっています。図 4-6 の通り、リビングインの間取りになっています。1LDK の単身高齢者でも住める住宅を 44 戸、2LDK の 2 人暮らしや 3 人暮らしの家族層向けの住宅を 30 戸作っています。

次に、図 4-7 は公園エリアと言われるところです。レストラン棟にはレスト

ランとアウトドアショップが入ってまして、すぐ前には少し広めの誰もがふらっと遊びに来てゆっくりできる鎌池公園があり、イベントや催し事ができるようになっています。アウトドアショップについては、ムラ中を通って山登りに出かけるハイカーの方が多いので、そういう方向けのアウトドアショップを誘致しました。

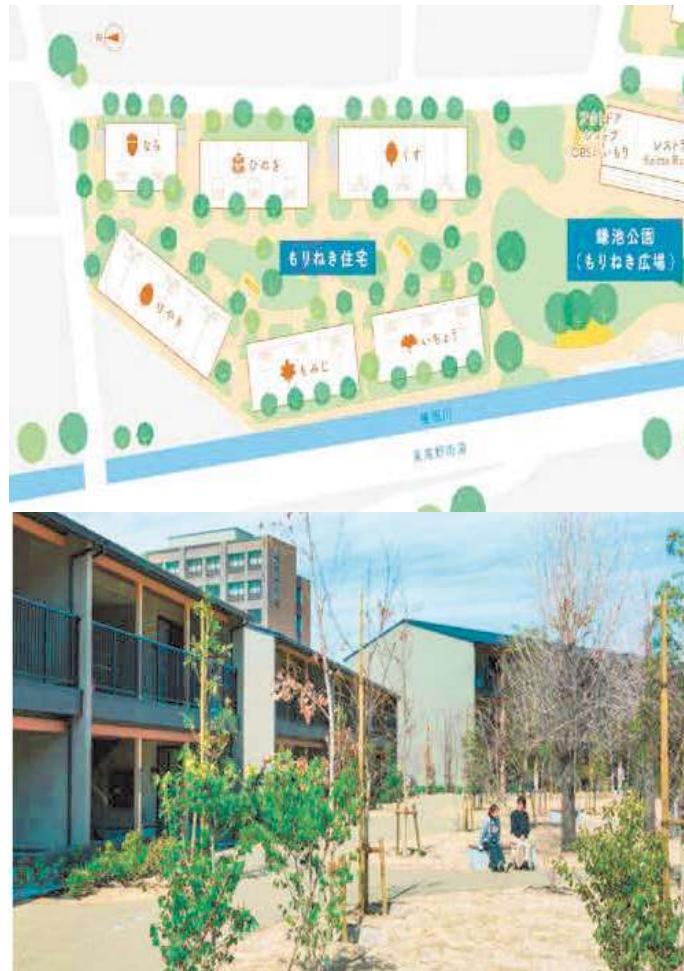


図 4-5 住宅エリアの概略図（上）と風景（下）



図 4-6 リビングインの間取り

次に商業地エリア（もりねきのみち）です（図 4-8）。ここの商業エリアは、本来であればいろんなテナントに入つてもらおうと当初は考えていましたが、今回のまちづくりプロジェクトの中で、いろんな所に宣伝をしていった時に、株式会社ノースオブジェクトという会社との出会いがありました。アパレル、ベーカリー、レストラン、ケーキ屋等、様々なビジネスで年商何十億をあげている会社が北条の取り組みに興味を示してくれました。もともとの本社が大阪市内の問屋街で、周りは大きなコンクリートの建物が建つ環境にあったのですが、会社のコンセプトが北欧系をイメージしているところがあり、本社ごと移転したいというお話をいただきました。本社で建物を一棟買いして、「うちはレストランもできます、ベーカリーもできます、雑貨も売れます、服も販売できます、ケーキ屋もできます。子育てにも力を入れてやってるので、そういうこともやっていけます。」というお話をでした。ちょうどお互いにタイミングが合ったことで、本社ごと誘致に成功しました。



図 4-7 公園エリアの概略図（上）と風景（下）

図 4-9 の左下はレストラン内の写真で、右上はベーカリーカフェです。ベーカリーには、カフェも併設されています。左下はベーカリーカフェの 2 階にあるノースオブジェクトの本社オフィスです。右下は子どもたちに呼びかけて開催したワークショップで、手作り講座をやっている様子です。このような工房

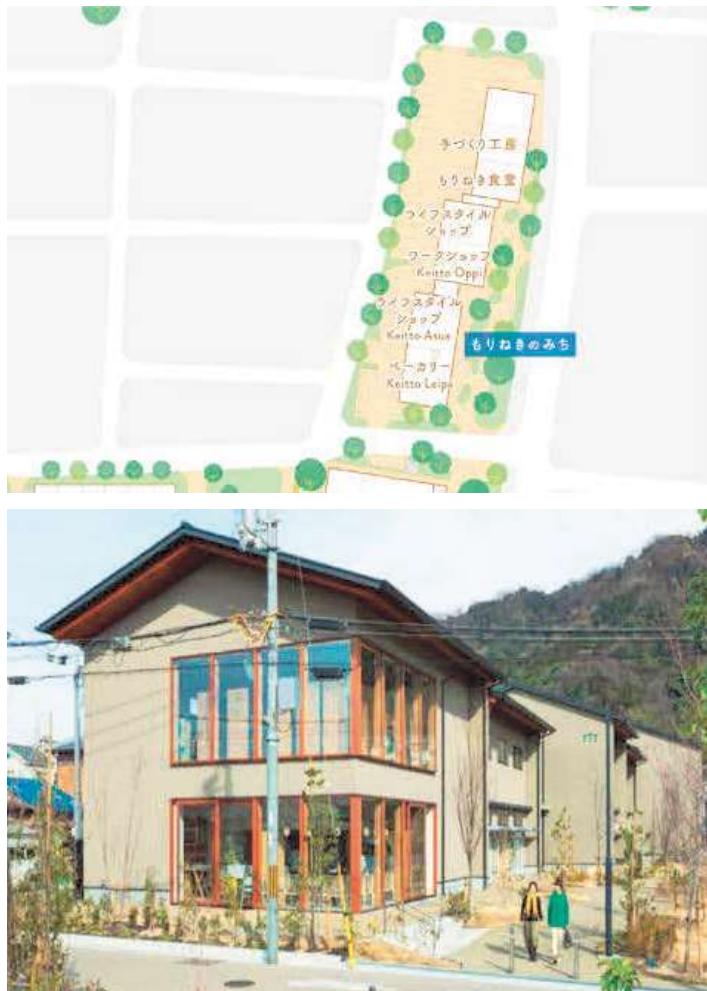


図 4-8 商業地エリアの概略図（上）と風景（下）

も作っていただいて、様々な募集をして子どもたちにも楽しんでもらうという取り組みもしています。

ノースオブジェクトさんは、地域に溶け込みながらビジネスを展開していくたいということを言ってくださっています。本社移転されるということで、「北



図 4-9 レストランの店内（左上）、ベーカリーカフェ（右上）、（株）ノースオブジェクト本社オフィス（左下）、工房でのワークショップ風景（右下）

条は被差別部落であり、こういう歴史があって、新しく建てた建物がある場所には元々こういうものがあったんです。」という事もしっかりとお話をしたのですが、そこも理解していただいた上で、「是非とも一緒に北条のまちづくりにも協力していきたい。」というあたたかい言葉をいただき、一緒に手を組んでいくことになってきています。ちょうど先々週ですが、「morineki 未来会議」という会議がありました。今、地域にはアウトドアの会社もあるし、ノースオブジェクトさんもあって、元々の地元があって、ということで連携が必要になります。新たなネットワークということで、各々がバラバラにやるので

はなくて、一緒に様々なことを考えて行く会議母体が必要だということで、NPO も入って morineki 未来会議を立ち上げて、日々の情報や問題を共有しています。問題の中には地域で解決するべき問題もあれば、会社として地域に協力して欲しいことや、地域として会社に協力して欲しいこともあるということで、日々連携を図っています。

最近話を聞いて嬉しかったのは、近くに四条畷学園という幼稚園から大学まであるような大きな学校があるのですが、つい最近そこに通う子どもたちを送り迎えするお母さん方が立ち寄ってくれるようになってきたそうです。2021年4月からオープンしているのに、これまで学園の保護者の方が学校帰りに一緒に来るということがなかったのですが、ここ最近制服を着た小さい子どもとお母さんがコーヒーを飲みに来たり、パンを買いに来たり、ランチ食べに来たりしているという話を聞いて、地域を開くという事が少しづつですが、前進しているのかなと思っています。この morineki 未来会議というのを軸にしながら、住宅の建替えやエリアの再開発といった2期目の構想を考えて行ければと考えています。

## 先端的都市研究拠点「共同利用・共同研究拠点」事業について

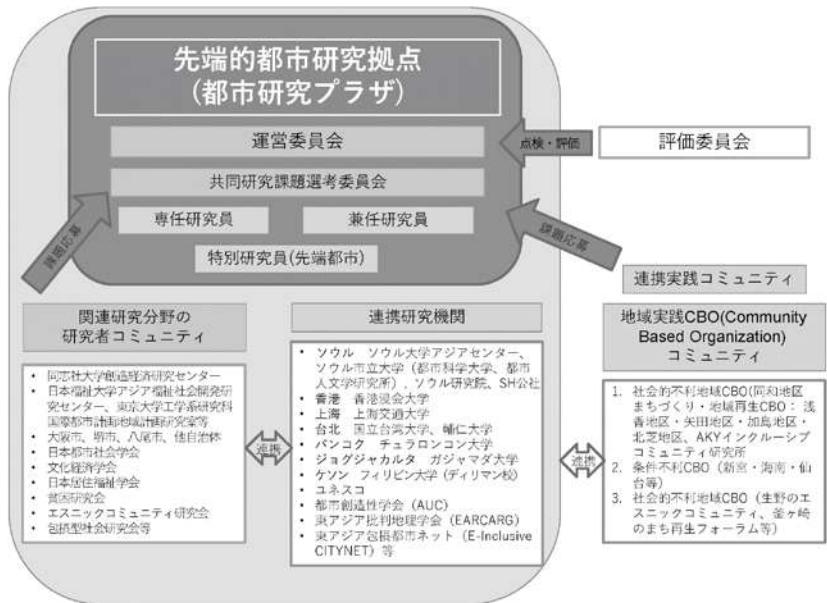
共同利用・共同研究拠点事業は、大学等から研究者が集まり、共同利用・共同研究を行う「全国共同利用」のシステムです。2021年度に文部科学省に拠点として認定されていた研究機関は、国立大学67、公立大学10、私立大学17、ネットワーク6の合計100箇所に及びます。

大阪市立大学は、建学の精神「大学は都市とともにあり、都市は大学とともににある」を受け継ぎ、「都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、教育及び研究の成果を都市と市民に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与してきました。市民のみなさんとともに、都市の文化、経済、産業、医療などの諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす」ことを理念に掲げ、都市や地域の研究に対する総合的かつ学際的な都市研究の領域を領導してきました。教育の基本方針も「都市・大阪を背景とした市民の大学という理念に立脚」するとしています。

本学の建学精神を基礎とする都市研究プラザ（以下、URP）は、グローバルCOE「文化創造と社会的包摂に向けた都市の再構築」（2007年度～2011年度）を推進し、独自に築いた海外センター・海外オフィスを始めとする国際的な研究者コミュニティのネットワークとの協力の下、文化創造と社会的包摂、アートによる災害復興等、学際的かつ広範囲の分野に渡る研究実績を重ねてきました。これまでの国際的な地域連携型学知と実践知のプラットフォームによる研究活動の蓄積によって育まれた、国内外の包摂型現場ネットワーク、幅広い域外・越境ネットワークの活用による共同研究活動を最大限活かすべく、2014年度により「共同利用・共同研究拠点」として認定されています。

本事業では、これまで蓄積してきた研究や学術資源を、さらに地域や一般社会、かつ連携研究機関と共有・協力していくプロセスを重視し、各連携研究機関が積み上げてきた都市研究における先端的取り組みをスケールアップしていくための連携型拠点として整備を図っていきます。これらの取り組みを通じ、世界及びアジアの都市をフィールドに据え、文化創造と社会包摂に資する先端的都市論を構築する共同研究と研究拠点の形成を行う中で、

「21世紀型のレジリアント（復元力に富んだ）都市」のあるべき理念モデルと実践モデルを磨琢していくことが期待されています。



### 2021年度公募型共同研究採択課題

| 代表者                        | 研究テーマ  |
|----------------------------|--|
| ヨハネス キーナー<br>(埼玉大学)        | フォーマルとインフォーマルの力学から都市コモンズを問い合わせ直す—ヨーロッパと東アジアの生活困窮者支援の現場から |
| 網中 孝幸<br>(包摵都市ネットワーク・ジャパン) | 東アジアインクルーシブ都市ネットワークの構築に向けた都市間の経験交流                       |
| 住吉 輝彌<br>(社会福祉法人あさか会)      | 地域共同のまちづくりによる社会的不利地域の再生に向けたアクションリサーチ                     |
| 荒木 一視<br>(立命館大学)           | 紀伊半島における開発、災害の地域誌と地域の福利増進のための実践的研究                       |
| コルナトウスキ・ヒエラルド<br>(九州大学)    | 外国人労働者の自立生活を支える社会的連帯ネットワーク—コミュニティハブ概念を中心に                |
| 西田 正宏<br>(大阪府立大学)          | 上方・大阪都市文化の研究拠点形成—大学アーカイブの整備と発信                           |

## ■著者紹介（執筆順）

全 淳奎  
大阪市立大学

矢野 淳士  
AKY インクルーシブコミュニケーション研究所

上田 光希  
大阪市立大学大学院文学研究科（院）

中井 和真  
特定非営利活動法人ほうじょう

URP 先端的都市研究シリーズ 32  
4 地区共同による地域再生に向けたアクションリサーチ  
—にんげんのまちづくりを未来につなぐ

---

2022年3月15日 初版第1刷発行

編 者 AKY インクルーシブコミュニティ研究所

発行者 大阪市立大学都市研究プラザ

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138

電話 06(6605)2071 FAX 06(6605)2069

---

ISBN 978-4-904010-47-1

©2022 AKY Inclusive Community Research Institute  
Printed in Japan